

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 監査委員公表

- ・包括外部監査結果の報告の公表

所管課（室）名
監査事務局

監査委員公表

監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年3月28日

長崎県監査委員 下田芳之
同 研山祐実
同 堤典子

令和6年度 包括外部監査結果報告書

(報告に添えて提出する意見書)

テーマ

県出資団体に関する事務の執行について

長崎県包括外部監査人

青野 悠

目 次

I	包括外部監査の概要	1
第1	外部監査の種類	1
第2	テーマについて	1
1	選定した特定の事件	1
2	特定の事件として選定した理由	1
第3	監査の視点	1
1	県出資団体の目的、組織、事業計画等の適正性	1
2	県出資団体の役員等	1
3	県出資団体の資産および施設等の管理の適正性	1
4	県出資団体の委託及び請負契約の適正性	2
5	県出資団体の債権管理の適正性	2
6	その他上記に関連する事項	2
第4	監査対象	2
1	対象年度	2
2	監査対象とした県出資団体	2
第5	監査手続	3
1	事前調査	3
2	各団体に対する照会	3
3	予備ヒアリングの実施	3
4	資料調査	3
5	ヒアリング等の実施	3
第6	監査実施者	3
1	包括外部監査人	3
2	補助者	3
第7	利害関係の有無	4
第8	出資団体に対する監査の対象	4

II	包括外部監査の結果報告・総論	5
第1	指摘事項・意見の概要	5
1	「指摘事項」・「意見」の定義	5
2	「評価」について	5
3	指摘事項・意見の摘示	5
第2	長崎県における出資団体見直しの経緯	11
1	第1次見直し	11
2	第2次見直し	14
3	第2次取り組み結果の報告	25
第3	今後の見直しについて	26
III	包括外部監査の結果報告・各論	27
第1	公益財団法人長崎県食鳥肉衛生協会	27
1	法人の概要等	27
2	監査の結果	28
第2	公益財団法人長崎県すこやか長寿財団	32
1	法人の概要等	32
2	監査の結果	36
第3	公益財団法人長崎県産業振興財団	43
1	法人の概要等	43
2	監査の結果	47
第4	公益財団法人諫早湾地域振興基金	63
1	法人の概要等	63
2	監査の結果	68

I 包括外部監査の概要

第1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37に基づく包括外部監査

第2 テーマについて

1 選定した特定の事件

県出資団体に関する事務の執行について

2 特定の事件として選定した理由

本県においては、平成15年3月に「長崎県出資団体見直し方針」を策定し、団体のあり方、事業等について見直しを行っている。また、平成19年12月には「第2次長崎県出資団体見直し方針」を策定し、団体の自主・自立性を尊重しつつ、県の関与は必要最小限とするという観点から、積極的な見直しを行い、平成22年度までに達成した成果と今後の課題については、「第2次長崎県出資団体見直しの取り組み結果報告書」において取りまとめがなされた。

このように、本県においては、出資団体に関し適宜見直しを行ってきているが、その取り組みに関する前記報告書作成から10年以上経過した状況の中で、外部の観点から、出資団体に対する事務を監査することは、県の取り組みやその見直し、県財政の健全な運営を図る上でも、十分に意義があるものと思料し、特定の事件として選定した。

第3 監査の視点

県出資団体が、①本県の行政にとって必要不可欠な存在なのか、②その設立目的ないし設立趣旨に則って適正に設置・運営されているか、③費用対効果の面において適正に運営されているかという問題意識の下、以下のような視点をもって、本監査を実施した。

1 県出資団体の目的、組織、事業計画等の適正性

- (1) 設立目的に沿った事業が実施されているか
- (2) 事業計画は具体的で、短中長期の計画内容が策定されているか

2 県出資団体の役員等

- (1) 役員等は会議に出席し、名義貸しの状態になっていないか
- (2) 外部人材を適度に登用しているか
- (3) 役員等の選定理由は明確か
- (4) 役員等の選任は法令等に則ってなされているか

3 県出資団体の資産および施設等の管理の適正性

- (1) 余剰資金は効率的に運用されているか
- (2) 小口現金管理は適切か

- (3) 切手等の管理は適切か
- (4) 購入、廃棄、売却時の手続は規程に則って行われているか
- (5) 改修、修繕等は計画的に行われているか

4 県出資団体の委託及び請負契約の適正性

- (1) 公益性は確保されているか
- (2) 交付要綱は整備されているか
- (3) 交付目的・対象事業は明確か
- (4) 交付時期、支払方法は妥当か
- (5) 隨意契約の理由は明確かつ妥当か
- (6) 入札の実効性は確保されているか
- (7) 再委託は適正になされているか

5 県出資団体の債権管理の適正性

- (1) 貸付時の審査は適正に行われているか
- (2) 未納債権の管理規程があるか、債権の管理規程の内容は適正か

6 その他上記に関連する事項

第4 監査対象

1 対象年度

原則として、令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日）を監査の対象とした。

ただし、必要に応じて、他の年度も監査の対象とした。

2 監査対象とした県出資団体

本県には、県内に主たる事業所を有する県出資団体（県の出資比率が4分の1未満の株式会社及び地方独立行政法人を除く。）が44団体、それ以外の県出資団体59団体の合計103の出資団体が存在する。

監査委員による財政援助団体等監査の実施状況、今後の出資廃止、団体解散の見込み等を踏まえ、本年度の包括外部監査においては、下記の4団体を監査対象とした。

記

公益財団法人長崎県食鳥肉衛生協会
公益財団法人長崎県すこやか長寿財団
公益財団法人長崎県産業振興財団
公益財団法人諫早湾地域振興基金

第5 監査手続

実施した監査の流れは、概ね以下のとおりである。

1 事前調査

出資団体のホームページで公表されている定款、事業計画書、事業報告書、予算書、決算書などの資料を確認、調査した。

2 各団体に対する照会

総務文書課を通じて、監査対象とした各出資団体に対して、令和6年7月22日付で「令和6年度包括外部監査に係る外部監査人からの照会について（依頼）」を送付し、県による財政的援助の内容・状況、令和5年度に実施した事業の概要、過去の監査での指摘、意見の内容などについての照会を行った。

3 予備ヒアリングの実施

照会に対する回答結果を踏まえ、各出資団体に対して、以下のとおり予備ヒアリングを実施した。

- (1) 令和6年9月25日 公益財団法人長崎県食鳥肉衛生協会
- (2) 令和6年9月30日 公益財団法人諫早湾地域振興基金
- (3) 令和6年10月1日 公益財団法人長崎県すこやか長寿財団
- (4) 令和6年10月18日 公益財団法人長崎県産業振興財団

4 資料調査

予備ヒアリングを踏まえ、理事等役員の名簿、理事会、評議員会等の各議事録、役員報酬、債権管理等の各規程、実施事業の一件記録などの資料を調査した。

5 ヒアリング等の実施

資料調査の実施と並行して、あるいは資料閲覧後に出資団体に対するヒアリングを実施し、あるいは質問事項書を送付して書面で回答をもらった。

第6 監査実施者

1 包括外部監査人

青野悠（弁護士）

2 補助者

鮎川愛（弁護士）

藤森弘行（弁護士）

平山愛（弁護士）

今井悠人（弁護士）

第7 利害関係の有無

包括外部監査人、補助者のいずれにおいても、包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係は存在しない。

第8 出資団体に対する監査の対象

出資団体（地方自治法施行令第140条の7第1項、第2項の県が出資している法人をいう。）に対する監査は、地方自治法第199条7項後段に規定する当該普通地方公共団体が出資しているもので政令（地方自治法施行令第140条の7第1項、第2項）で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るものについて、包括外部監査人が必要と認めるときは監査することができることを条例で定めることができるとされており（地方自治法第252条の37第4項）、長崎県にもその旨の条例が制定されている。したがって、出資団体に対する監査の対象は、出納その他の事務の執行で当該出資に係るものに限られ、出資との関わりが認められない出資団体の運営に関する事項などは、包括外部監査の対象とはならない。

もっとも、出資団体を監査する過程において、例えば、団体運営に関する事項などが問題点として識別された場合、長崎県の出資団体への出資に関する事務には何らかの影響を与える可能性は十分にあるため、これを長崎県に報告することは、包括外部監査の目的を逸脱するものではないと考える。

そこで、本監査においては、出納その他の事務の執行で当該出資に係るものかどうかを厳密に区別することはせずに問題点を挙げている。

II 包括外部監査の結果報告・総論

第1 指摘事項・意見の概要

1 「指摘事項」・「意見」の定義

指摘事項・意見の詳細については、各論において論述するが、総論においては、全ての指摘事項・意見の概要として結論部分を摘要し報告する。本監査において報告する「指摘事項」、「意見」の定義は以下のとおりである。

指摘事項	適法性に問題があるか又は不当なため是正・改善を求めるもの
意 見	適法性に問題があるか又は不当とまではいえないものの、今後の事務処理の円滑化や合理化の観点等から是正・改善を行うことが望ましいと考えるもの

2 「評価」について

本監査においては、事業の評価等をより適切に行うため、「評価」という項目を設けた。「評価」の定義は以下のとおりである。

評 価	監査人の視点から、事務処理の方針・方法、成果について、評価すべき点がある場合に助言的に述べるもの
-----	--

3 指摘事項・意見の摘要

本報告書各論の公益財団法人長崎県食鳥肉衛生協会、公益財団法人長崎県すこやか長寿財団、公益財団法人長崎県産業振興財団、公益財団法人諫早湾地域振興基金の順に従って摘要する。指摘事項は11個、意見は26個である。指摘事項及び意見は通し番号を付し、意見の通し番号は丸囲み数字とする。

(1) 公益財団法人長崎県食鳥肉衛生協会

【指摘事項】

	概 要	頁
1	食鳥検査の報告時期については、業務規程第10条1項違反が常態化していることを認識し、適切な報告時期について協議するなどし、業務規程第10条を実態に即して改正すべきである。	29

【指摘事項】

	概 要	頁
2	評議員会及び理事会の議事録については、その重要性に鑑みて関係諸規程を遵守し作成すべきであり、その上で「みなし決議」を行う場合の議事録作成に関する規程については検討の上整備すべきである。	30

【意見】

	概要	頁
①	監事の職務内容及び経営の透明化、健全な事業運営の観点から、少なくとも監事のうち1名は公益法人会計に精通している者の就任が望ましい。	31

【意見】

	概要	頁
②	評議員の選任については、その役割及び職務内容に鑑みて、選任が10年以上継続しているなど長期間にわたっている場合には、新たな評議員を選任するなどして、長期継続で選任されてきた評議員の選任を控えることが望ましい。	31

【意見】

	概要	頁
③	本法人としては、県とともに、九州他県の検査費用の調査等を行うなどして、今後も引き続き、手数料値上げのための取組み、検討を続けていただきたい。	32

(2) 公益財団法人長崎県すこやか長寿財団

【意見】

	概要	頁
④	特定資産の「公益事業推進積立資産」(令和7年4月以降は「公益充実資金」に移行されると思われる)について、その利用・活用がなされるよう県、市町、その他の関係団体と協議を行うなどして、具体的な利用・活用方法を検討することが望ましい。	39

【意見】

	概要	頁
⑤	本法人が保有する特定資産について、安全かつ確実性の高い運用を行うことを前提としつつ、各特定資産の資金利用計画を把握したうえで、普通預金、定期預金よりも高い運用収益が得られる効率的な運用方法を検討することが望ましい。	41

【意見】

	概要	頁
⑥	本法人としては、県や金融に関する専門的知識を有する機関等と協議するなどして、ペイオフに備えた資産運用の具体的な基準や指針の制定を検討しておくことが望ましい。	42

【意見】

	概要	頁
⑦	本事業による補助の対象としている同友会の活動については、同友会会員	43

	のサークル活動の講師謝礼は、本事業による補助の対象外とすることが望ましい。	
--	---------------------------------------	--

(3) 公益財団法人長崎県産業振興財団

【指摘事項】

	概 要	頁
3	本件債権管理規程上、債務者や連帯保証人に「誠意」が認められるか否かを、法的措置をとるかどうかの判断基準とする条項は削除するなどして、その内容を改めることを検討すべきである。	48

【意見】

	概 要	頁
⑧	本件債権管理規程上、債務者の「死亡」を未収債権償却の事情とする条項は削除し、新たに債務者や保証人が死亡した場合に相続調査を行うべき旨の条項を置くことを検討するのが望ましい。	48

【意見】

	概 要	頁
⑨	融資先企業が本法人の有する各種支援制度や他機関の有している支援制度を利用する効用を検討し、活用できそうな制度がある場合には、積極的に案内するなどして利用を促すことを検討するのが望ましい。	49

【意見】

	概 要	頁
⑩	経済的合理性を有する会場の選定を行うべく、今後も引き続きできる限りの検討を継続すべきである。	50

【意見】

	概 要	頁
⑪	ビジネスマッチングフェアの県内企業の参加費については、開催費用の金額や他県の状況を注視しつつ将来的に一定の増額を検討していくことが望ましい。	51

【意見】

	概 要	頁
⑫	ビジネスマッチングフェアに参加した企業への事業アンケートについては、特段の事情がない限り、参加した全企業からもれなく回答してもらうなどして、回収率を向上することが望ましい。	52

【意見】

	概 要	頁
⑬	事業費については事業実施後に確定するようにすべきであり、事業費確定	54

	後に事業を実施することはできる限り回避できるよう、年間計画の立案とその進捗の管理に務めることが望ましい。	
--	--	--

【意見】

	概要	頁
⑯	創業後1年以内で決算期を迎えていない申請企業に対しても、募集要項に明記されている「必要に応じた追加資料」として、申請時までに作成されている会計帳簿(及び残高試算表)の提出を求めるなど客観的な財務状況の把握の方法を検討することが望ましい。	56

【意見】

	概要	頁
⑰	審査委員の利益相反規定については、利益相反の範囲について例示を設けるなどして、ある程度具体化する規定を設けておくのが望ましい。	56

【意見】

	概要	頁
⑱	事業状況の報告については、企業に対して、毎年度期限内に提出することを周知徹底すべきであり、遅滞が継続、頻発するなどの企業に対しては、以後の申請を認めないと報告義務の履行を徹底させるための対応を検討することが望ましい。	57

【意見】

	概要	頁
⑲	成果目標における期間設定を実態に即したものに見直すとともに、成果目標として一定期間内に目標を達成することが求められていることを事業者に対して周知徹底するため、現在の募集要項に期間の設定が明記されていない「技術応用・事業化調査事業」や「見本市出展支援事業」などについても、3年又はそれぞれの事業の特性に応じた期間を募集要項に分かりやすく記載することが望ましい。	57

【意見】

	概要	頁
⑳	本法人は、様々な事業で県内の多くの企業との関わりを有していることから、そのような関わりの中で発見した優れた技術等を有する企業に対して広く本事業を周知していくなどして、採択可能性のある質の高い新規の申請を確保する方法を検討することが望ましい。また、新規の申請、再度の申請のいずれについても、引き続き、申請前の段階でのプラッシュアップにより採択可能性を高める取組みを行うことが期待される。	57

【意見】

	概要	頁

(19)	専門家が行った支援の時間数につき、専門家からの報告に加え、支援を受けた認定企業からも報告を受けて確認を行うのが望ましい。	58
------	--	----

【指摘事項】

	概要	頁
4	完了報告書を含め、書類や情報の取扱いについては細心の注意を払い、必要書類については、速やかに一件記録に綴って保管すべきである。	59

【意見】

	概要	頁
②〇	補助金交付要綱に用いる定義規定である「支店等」については、一義的な解釈が可能となる文言を用いるか、少なくともそこに含まれるものを見示例挙するなどの修正を検討することが望ましい。	59

【意見】

	概要	頁
②①	審査委員の利益相反規定については、利益相反の範囲について例示を設けるなどして、ある程度具体化する規定を設けておくのが望ましい。	60

【意見】

	概要	頁
②②	委託先事業に対するフォローアップについては、年度中に少なくとも1回は行うことが望ましい（もっとも、年度に各社1回行えば足りるという趣旨ではなく、必要に応じて複数回実施することも検討すべきである）。	60

【指摘事項】

	概要	頁
5	令和5年度の2回の理事会をいずれも欠席した理事については、理事からの辞任を促すか、あるいは今後の選任を控えるなどの対応を検討すべきである。	62

【指摘事項】

	概要	頁
6	資産運用検討委員会が理事会・評議員会において運用の成果・実態を報告したこと及びその報告の内容については、各議事録に記載すべきである。	63

(4) 公益財団法人諫早湾地域振興基金

【意見】

	概要	頁
②③	一定の地位にある者が本法人の理事に当然に選任されるような事実上の充て職による理事選任について、本法人の設立目的、事業の対象が諫早湾干拓事業により影響を受ける漁業者に限定されているという事業の特殊性を踏	70

	まえれば理解できるところはあるが、今後は、これを改めていくことが望ましい。	
--	---------------------------------------	--

【指摘事項】

	概要	頁
7	市職員を本法人の監事に選任することは、今後は、これを改めていくことを検討すべきである。	70

【指摘事項】

	概要	頁
8	監事については、理事の不正行為等を適正迅速に把握して理事会への報告を滞りなく全うできる者を選任すべきであり、団体の長が理事に選任されている場合には、同団体の職員等を監事に選任することは、特段の事情がある場合を除き控えるべきである。	71

【指摘事項】

	概要	頁
9	評議員については、理事及び監事の選任ないし解任について利害関係を有していない第三者の選任を増やしていく方向で検討すべきである。	71

【指摘事項】

	概要	頁
10	団体の長が理事に選任されている場合には、同団体の職員等をあり方検討委員会の委員に選任することは、特段の事情がある場合を除き控えるべきである。	74

【意見】

	概要	頁
②₄	あり方検討委員会の委員の選任にあたっては、本法人の事業とは利害関係のない者を選任するのが委員会の趣旨に合致するため、少なくとも、利害のない者の選任を現状よりも増やしていくことが望ましい。	74

【意見】

	概要	頁
②₅	今後、本法人の経営方針等について、あり方検討委員会等の委員会で議論を行う場合には、中立的な観点で、議論を充実させていくことが望ましい。	75

【意見】

	概要	頁
②₆	あり方検討委員会では、中立的な観点から、本法人のあり方を検討するのが望ましく、委員に対して、本法人事務局作成の素案を示す場合であっても、委員会での十分な議論を経た後に示すのが望ましい。	79

【指摘事項】

	概 要	頁
11	本法人は、助成事業対象者に対し、当該事業費一覧と領収証を対応させる等して、当該事業にかかる経費について、正確な金額を把握できよう報告書を提出するよう指導すべきである。	79

第2 長崎県における出資団体見直しの経緯

1 第1次見直し

(1) 長崎県では、平成13年2月に策定した「長崎県行政システム改革大綱」に基づき、平成13年度から平成17年度までの5年間を取組期間として、県民満足度の向上を第一の目的として、一層の成果重視と限られた予算や人員の効率的な活用、さらには民間や国、市町村との適切な役割分担と連携による県政運営の実現を目指して行政改革に取り組んできた。

県出資団体についても、全体について抜本的見直しに着手し、民間有識者からなる長崎県出資団体あり方検討委員会からの提言を受け、平成15年3月26日に「長崎県出資団体見直し方針」を策定した（第1次見直し方針）。

第1次見直し方針において最も重視されたのは、長崎県全体として、県民にとって最も有益に最も効果的になるような、また、最小な経費で最大の効果を発揮できるようにするための見直しであることが、見直しの基本姿勢として掲げられている。

第1次見直しにおける対象団体は、県の出資比率が4分の1以上の県内に主たる事務所を有する71団体である。

この71団体のうち、団体（事業）そのものの見直し（県出資団体の再構築）が必要とされたのは51団体であった。また、運営方法についての改革（経営改善等）が必要であるとされたのは全ての団体であり、具体的な取り組み項目は以下のとおりである。

① 効率的な経営とコーポレートガバナンス（経営統治）の強化

- 企業経営的思考の導入による効率的な経営の実現
- 機能する経営陣（理事会、取締役会）の確立、能力の高い経営責任者の登用
- 県の所管部局による監査・指導の徹底
- 「長崎県出資団体経営評価・診断制度」の有効な運用

② 事業評価の実施と経営計画の策定

- 事業・部門別の事業効果の測定と評価の実施
- 事業の選別、推進、事後評価について厳しいチェックが入る仕組み（P D C Aマネジメントサイクル）の構築
- 中長期経営計画の策定
- 資産価値の減少に備えた経営（資産の圧縮）

③ 組織・人員・給与の見直し

- 給与体系・水準の見直しと給与体系・水準の公開
- 能力給の導入など労働意欲を高める給与体系の導入
- 非常勤役員を含む役員報酬の適正化
- 民間経験者の積極的な登用
- 団体の目的や事業、役割に応じた組織体制の見直し

④ 財務状況の的確な把握

- 事業別・部門別収支の明確化
- 減価償却相当額や兼務職員の人事費など決算に反映されていないコストを含めた財務状況の把握
- 会計基準の明確化と監事等への会計専門家の登用

⑤ 収支構造の改善

- 収入確保（受益者負担の導入、収益事業の導入・拡大）
- 経費削減（外部委託を含む業務手順の見直し、赤字事業の廃止、整理縮小、入札移行など契約方法の見直し）

⑥ 資金運用の効率性の向上とリスク管理

- 資金運用の見直し
- 明確な資金運用の基準・規程の整備、理事会等の意思決定に基づく運用体制の確立
- 資金運用の安全性と効率性についての金融の専門家による診断
- 県出資団体間の資金運用・調達制度の検討

⑦ 基金運用益型団体における基本財産等基金の一部取崩し

- 事業の必要性・効果を検証したうえで、一定のルール（基準）を定めて、基本財産等基金の一部取崩しを検討

⑧ NPO法人等との連携

- NPO法人やボランティア団体等を含む関係団体・機関との連携・活用

⑨ 積極的かつ効率的な広報活動と情報開示

⑩ 独占的事業に対する監視強化等

- 料金等の適切性のチェック
- 独占的事業の民間の開放、民業圧迫への配慮

このほか、県及び各団体における見直し計画の策定、全序的な視点で行う一元的な指導・監督体制の整備、外部専門家による点検評価委員会（仮称）の設置などに取り組んでいくことが挙げられている。

(2) 本監査の対象団体に関する見直し方針などは、以下のとおりである。

ア 公益財団法人長崎県食鳥肉衛生協会

平成17年度までに大幅な改革や自立的な運営を要請する団体

「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」により、平成4年から県知事による食鳥検査が義務づけられたが、県自らが行うより効率的であるため、知事の指定検査機関として県の全額出資により当協会を設立し、食鳥検査業務を委任した。

しかしながら、食鳥検査手数料では必要経費を賄うことができず、県が收支差額を補助している。食鳥検査手数料の値上げ及び人件費の縮減が難しい状況にあるが、団体の自立化促進に向け、県による監査・指導の強化による事業の見直し検討を行い、経費節減に努める。

平成15年度に県による監査・指導を徹底的に行い、事業のすべてにおいて必要性を再検討し、業務の見直しを行う。それに基づき、平成16年度に経費節減の計画を策定し、団体と協議を行う。そのなかから、実施できるものについては、平成17年度より実施する。

イ 公益財団法人長崎県すこやか長寿財団

平成16年度までに役割の見直しと事業の再編を要請する団体

当団体は、高齢者の生きがいと健康づくり事業、相談事業、介護実習・普及事業等を実施しているが、効率的に事業を実施するために、事業内容を見直し、地域で実施することが効果的な事業は市町村（社会福祉協議会）への移行化を図り、当団体は、地域での取り組みを支援するため、相談部門と介護部門の一体化による機能強化、地域指導者的人材養成等に役割を特化していく。また、N P O や民間関係団体等との幅広い関係を樹立し、相互支援体制等を整備していく。

財団内部組織の統合再編については平成14年度末までに実施。事業効率化については平成15年度まで協議・検討し、平成16年度から実施する。

ウ 公益財団法人長崎県産業振興財団

平成14年度から事業の再編・重点化、新たな事業の構築など自立化に向けた取り組みを要請する団体

当団体は県内の産業振興を目的とし、主に金融支援、営業支援、情報化推進、企業立地推進、ベンチャー育成等に関する様々な事業を行ってきており、県からの補助金・委託料の割合が高く、今後は、県と財団の役割分担、事業の再編・重点化、財団の経営基盤の強化等のために平成14年度に策定した中期経営計画の目標達成を図るほか、経済情勢や企業ニーズに合致した金融支援等の新たな事業の構築に取り組み、自立化に向けた運営を推進する。

エ 公益財団法人諫早湾地域振興基金
経営改善等運営方法についての改革を要請する団体

2 第2次見直し

(1) 第1次見直し方針の策定により、「県民にとって最も有益に最も効果的になるか」の視点から団体の解散・統廃合・民営化に取り組んだ結果、見直し対象団体数としては、平成14年当時の67団体から52団体へと減っており、現在存在している団体は、基本的に県の行政サービスを補完する団体として一定の役割が認められた団体となった。

もっとも、一定の役割が認められたとしても、現在のように地方財政が厳しく予算も人も減少していく中においては、県の団体に対する財政的・人的関与には説明責任が求められており、県の関与のあり方についてはどうあるべきかという視点での見直しが重要であった。

そこで、平成18年2月に策定した「長崎県行財政改革プラン」に基づき、出資団体のさらなる見直しに取り組むこととし、民間有識者からなる「長崎県出資団体見直し方針等検討委員会」からの提言を受け、平成19年12月21日、「第2次長崎県出資団体見直し方針」を策定されるに至った（第2次見直し方針）。

(2) いわゆる県と団体の関係が互いにもたれ合っている関係にあるのではないか、県が補助金を出すのは団体の存続が目的なのではないかといった県民からの懸念があつてはならず、そのためにも、「事業を協働・連携して行うこと」「団体経営に県が関わること」をきちんと区分し、ともに独立した組織としてそれぞれの役割を果たす透明性が高い関係をつくっていく必要があった。

このように、団体の自主・自立性を尊重しつつ、県の関与は必要最小限とする考え方には、国の「第三セクターに関する指針」や県の「行財政改革プラン」にも明確に示されている。

また、これまでの経営改善への取組は一定の成果を上げてはいるが、時に効率化や経費削減ばかりを追求するあまり、団体設立の本来の趣旨が見失われてきていなかという点も注意しなければならない。特に、指定管理者制度の導入による行政サービスの民間開放や、国における公益法人改革の動きなど、団体を取り巻く環境は大きく変化している。

このような中、これから更なる見直しを進めるにあたっては、「団体の設立目的や顧客から求められているサービスとは」という原点に立ち返り、これら環境の変化による新たな課題に対応しながら取組を進めていく必要がある。

このように、県出資団体については、現在の社会情勢の中で県民のニーズを的確に捉え、県民が期待するサービスを十分提供できているか、また、県からは自立した立場で公益的な事業を実施する体制が整備されているかについて、県は継続的な見直しを行っていく責務を負っている。

(3) このような基本姿勢のもと、今回の第2次見直しでは、主として、県と団体がそれぞれの役割を補完し合う対等な関係（パートナーシップ）を築くことができるよう、「団体の自立化を促進する」ための「県の適正な関与のあり方」に焦点を絞った見直し方針となつた。

(4) 第2次見直しの主な内容

対象団体

52団体

見直しの手法

重要な経営資源と言われている「ヒト、モノ、カネ」を活用しながら運営を推進していくことが「自立化」につながっていくという考え方のもと、この3つの視点から、団体の自立化のために必要な県の適正な関与を検証

①事業実施の視点からの見直し（モノ）

【現在の問題点とそれに対する考え方】

指定管理制度の導入やその他法改正等により、以前は出資団体しかできなかつた事業が他の民間企業でできるようになる、あるいは出資団体で行う効果が薄くなってしまっているものが見受けられる。

第1次見直しを経て、現在存在する出資団体については、県行政を補完する一定の役割が認められたものとしているが、社会情勢の変化を踏まえ、県としても出資団体としての本来のあり方を再検討する取組みが必要である。

これらの取組みを行ったうえで、団体に対しては、県行政の補完的な役割に留まらず、団体の目的に沿って県民サービスを果たしていく役割、県ではできない、あるいは県が実施するより今なお効果的である事業に、選択・集中化し、自らの意思によって展開していくように求める。そうすることが、来るべき公益法人改革に必要となる公益認定につながっていくものと考える。

【出資目的を達成（達成見込みを含む）した団体について】

解散に向けた取組を検討する団体 1団体

自立した団体として、県の関与の廃止を検討する団体 7団体

県の出資目的を達成あるいは達成見込みとして存続の必要性が薄れた団体は解散を検討するほか、県からは自立した立場で事業を実施する団体については、県の関与を廃止していく。

【県の施策の中でのあり方検討について】

県の施策を進める中で、団体の業務運営のあり方を検討する団体 3団体

これまで団体を通じて実施してきた県の施策への議論無しに県の関与を見直すことができない団体や、現行の制度では県と一体となって課題に対応していかなければいけない団体もある。

【県事業受託機会の公平性の確保について】

委託業務における民間参入の拡大を検討する団体 2団体

指定管理業務に関して、適切な県の関与となるよう検討する団体 2団体

県の事業や委託事業に取り組む場合には、独占的に受託することを前提とせず、競争入札やプロポーザルによる発注を積極的に行い、受託機会の公平性を確保していく。

また、指定管理者制度の導入に伴い、出資団体が公の施設の管理者として指定される場合もある。その際には他の民間団体との指定の手続等における透明性・公平性の確保という視点から、団体への指定管理業務に関して適切な県の関与になるように取り組んでいく。

②組織的な観点からの見直し（ヒト）**【現在の問題点とそれに対する考え方】**

県は多くの団体に役員や監事などとして関わっている。

確かに県は出資者ではあるが、ほとんどの団体の設立許可権限や指導監督権限を有している立場でもあることも十分に踏まえなければならない。

出資団体の指導監督者が団体の経営責任者と重複することはそれぞれの責任を明確化するうえからも好ましくないことは明らかである。同様に県職員が団体長である団体を指定管理者として指定することも県民の疑念を抱かせるとの指摘もある。このような指摘を踏まえ、県職員の役員就任についてはその必要性を改めて検討しなければならない。

県はこうした今までの意識を改革し、事業で共同連携することと経営に関与することを区分しなければならないことを自覚し、対等な関係（パートナーシップ）を築くためにも、経営に関与することの意味を問い合わせる。団体にも県の指示や意向だけでなく、主体的に独立した組織として経営方針に沿った活動を進めてもらう必要がある。

また、現在は監事に県職員が多数就任しているが、団体内部におけるチェック機能を強化するためにも専門的知識を持つ適任者の就任に努めることを基本とすべきと考える。

なお、県職員の役員への就任、団体業務の兼務は県費の直接的経費を要しないが、県職員が本来業務を行うべき時間を割いて団体の運営に関わっているのであるから、団体に対して年間コストに換算すると多額の費用を要していることも自覚しなければならない。

【県職員の役員就任について】

団体長就任の取りやめを検討する団体 3団体

団体長への三役就任の取りやめを検討する団体 1団体

団体役員就任の取りやめを検討する団体 16団体

団体役員に同一部局から複数就任の見直しを検討する団体 6団体

団体の監事又は監査役就任の取りやめを検討する団体 22団体

団体職員は独立した事業主体として自らの責任で事業を遂行すべきであり、その職務権限や責任にふさわしい人材が登用されるよう努めなければならないし、機動性を持たせた機関設計が必要となる。

経営責任の明確化及び県の関与の適正化の観点から、県職員の役員就任は以下の事項に十分留意して行うものとする。

- ① 就任は、当該団体の義務が県行政と密接不可分のもの、及び施策推進上必要と認められる場合に限る
- ② 原則として、県職員の団体代表者への就任の取りやめ
- ③ 役員等の選任に社員総会等の決議を要件としないいわゆる「充て職」による就任の禁止
- ④ 同一部局からは1名のみの就任
- ⑤ 県職員と県職員OBの合計は役員数の1／3以内
- ⑥ 出資による関与を終了する場合は同時に役員就任の取りやめ
- ⑦ 監事就任の取りやめ

なお、公益法人改革に伴い、社団法人には理事会と監事が新たに必要となるほか、財団法人はこれまでの理事会・評議員会の役割が大きく変わる。また、役員等の選任に社員総会等の決議を要件としない、いわゆる「充て職」を定めることもできなくなる。

今後、公益法人については、これらを踏まえた機関設計の見直しにあわせて、県職員の団体長や役員への就任のあり方を検討していく必要がある。

【県職員の派遣について】

派遣職員の計画的削減を検討する団体 5団体

県職員の団体への派遣は、「公益法人等への職員の派遣に関する条例」のもと、当該団体の業務が県の事業と密接な関連を有するものであり、かつ、県がその施策の推進を図るために人的援助を行うことが必要な団体に対して必要最小限の職員派遣を行うこととなっている。

しかしながら、県と団体との役割分担を踏まえ、団体の自立化を促進する観点から、団体のプロパー職員育成の環境を整えながら、現在派遣中の県職員については計画的削減に取り組んでいく。

③財政的な視点からの見直し（カネ）

【現在の問題点とそれに対する考え方】

団体が財政的に自立するためには、県からの人件費等の運営費補助金に頼るので

なく、必要な人材、資金を自らが調達して団体運営を行っていくことが必要である。

これまでの見直しにおいても、事業の合理化・効率化など、経費削減の取組みを行うことで、自立的な運営を行うための収支構造の改善に取り組んできたが、支出面の見直しだけでは一定の限界があるため、今後は経費削減と併せ自己収入の増加対策が必要である。

また、県の団体への財政的関与には、補助金や委託料のほかに、団体に対する県の出資がある。これまで県では、出資についてその都度協議、検討を行ってきたが、県としての出資に対する取扱いを明確にするために、統一的な基準をもとに今後取り組んでいくこととする。

【団体の自己収入の確保について】

運営費補助金の削除を検討する団体 2団体

県からの運営費補助金について、限られた財源の有効活用の観点から、団体の存在意義や事業の必要性を見直し、真に必要な場合に限るようにする。

あわせて、団体の自己収入の増加対策について必要な助言や情報提供などを行うこととし、その結果、自己収入が確保された場合には、その分運営費補助金を見直すなどして団体の自立的な経営を促進していく。

資金運用規程や資金計画の作成について検討する団体 13団体

必要な事業費確保のため、財産の取崩し基準策定を検討する団体 10団体

団体の自己収入には、本来の事業収入のほか、寄付金収入、本来事業に付帯する収益事業収入などがあげられるが、団体が保有する資金の活用も自己収入確保のための重要な課題である。

現実には、資金運用規程や資金計画が無く十分な活用がなされていない団体が見受けられるほか、当初期待した基本財産や基金の運用益が得られずに目的とした事業が行えていない団体もある。

県は団体に対し、安全かつ効率的な管理運用を目指した運用方針や運用規程、運用計画の作成、並びに設立目的達成に向け財産を取り崩す際の基準作りなども含めた、保有する資金の活用について指導・助言を行っていく。

また、団体の自己収入ということでは、県からの事業受託に伴う収入も、経営安定化を図るうえでの大切な自己収入のひとつである。

県では、団体の持つノウハウの活用により県民サービスの一層の向上が図れる場合など、団体のほうが効率的かつ効果的に事業を行うことができる場合には、団体への事業委託を行っている。このように、県と団体の役割分担を十分に踏まえたうえで団体が事業を受託する場合には、団体の経営が成り立つ仕組みを構築していく必要がある。

そのため、県では委託内容に見合った適正な委託料を算定するとともに、団体が十分

な事業成果を出せるよう、コスト意識を持った経営努力を促していく。あわせて、事業の外部化を推進することにより、県が実施しなければならない業務に予算や職員を重点化していく。

【県の出資（出資金・出捐金）について】

出資比率の見直しを検討する団体 2団体

県が、団体に新たに出資を行おうとする場合には、真に県の施策の推進のため必要性の認められるものに限定して、以下の事項について十分検討したうえで、総合的に判断していく。

- ① 設立の目的となる事業が県の施策や行政運営と密接な関連があり、県民の福祉や県民サービスの向上につながることが明確であること
- ② 法人の形態が適切であること
- ③ 事業計画が具体的であり、収支の見通しが明確にされ、将来にわたる県の財政的負担が過大とならないこと
- ④ 資本金、基金等の規模並びに出資及び出捐の割合については、十分な検討を行い、必要最小限とすること
- ⑤ 役員の責任体制、役職員の規模その他の組織の運営体制が適切かつ明確であること
- ⑥ 既存の団体の活用では対応できないなど、他の類似団体との均衡を失するものないこと

すでに出資を行っている場合についても、当初の出資目的がおおむね達成され、出資団体としての役割が薄れてきた団体については、出資の引き揚げ等を検討していく。

例えば株式会社の場合には、保有する株式を売却等により処分するなどして、計画的に出資の引き揚げを行っていく。

なお、今後の公益法人改革において公益性が認定されなかった場合には、公益法人として保有していた財産の性格上、それに相当する額を公益のための事業によって支出することが義務づけられる。その際、各団体は適正な公益目的支出計画を作成する必要がある、団体の状況によっては、県等に寄附していくことも選択肢のひとつとして考えられる。

本監査の対象団体に関する見直し方針などは、以下のとおりである。

公益財団法人長崎県食鳥肉衛生協会

②組織的な視点からの見直し（ヒト）

- ・団体役員に同一部局から複数就任の見直しを検討する団体
- ・団体の監事又は監査役就任の取りやめを検討する団体

- ③財政的な視点からの見直し（カネ）
 - ・運営費補助金の削減を検討する団体

公益財団法人長崎県すこやか長寿財団
②組織的な視点からの見直し（ヒト）

- ・団体役員就任の取りやめを検討する団体

③財政的な視点からの見直し（カネ）

- ・必要な事業費確保のため、財産の取り崩し基準策定を検討する団体

公益財団法人諫早湾地域振興基金
②組織的な視点からの見直し（ヒト）

- ・団体の監事又は監査役就任の取りやめを検討する団体

③財政的な視点からの見直し（カネ）

- ・資金運用規程や資金計画の作成について検討する団体
- ・必要な事業費確保のため、財産の取り崩し基準策定を検討する団体

【第2次長崎県出資団体見直し計画の概要】

- ・団体役員就任の取りやめを検討する団体
 - … 公益財団法人長崎県すこやか長寿財団
- ・団体役員に同一部局から複数就任の見直しを検討する団体
 - … 公益財団法人長崎県食鳥肉衛生協会
- ・団体の監事又は監査役就任の取りやめを検討する団体
 - … 公益財団法人長崎県食鳥肉衛生協会、公益財団法人諫早湾地域振興基金

(見直しの内容)

団体役員は独立した事業体として、自らの責任で事業を遂行すべきであり、その職務権限や責任にふさわしい人材が登用されるように努めなければならず、また機動性を持たせた機関設計が必要になる。

このように、経営責任の明確化及び県の関与の適正化の観点から、県職員の役員就任は、当該団体の業務が県行政と密接不可分であることや、施策推進上必要と認められる場合に限ることとし、これ以外については、原則、就任を取りやめるように取り組んでいく。

(見直しにあたっての主な取組)

公益財団法人長崎県すこやか長寿財団

平成19年3月 団体役員就任の取りやめ（福祉保健部次長）

公益財団法人諫早湾地域振興基金

平成19年5月 団体監事就任の取りやめ（会計管理者）

- ・団体への県単独補助金の縮減を検討する団体
 - … 公益財団法人食鳥肉衛生協会、公益財団法人長崎県産業振興財団
- (見直しの内容)

本県の財政状況が一層厳しさを増している中、将来にわたり、持続可能な財政の健全性を維持するために、これまでの行財政改革に加えて、さらなる収支改善を行うための「収支構造改革」を進めて行く必要があるが、この中において、出資団体に対する財政支出についても、補助制度の見直しなどによる県単独補助金の縮減に取り組んでいく。

縮減目標額 平成20年度～平成22年度 240,000,000円

(見直しにあたっての主な取組)

公益財団法人長崎県産業振興財団

支援企業に対する補助制度の見直し等により縮減 △133,272,000円

公益財団法人長崎県食鳥肉衛生協会

食鳥検査手数料の値上げにより縮減 △19,270,000円

【本監査の対象団体の見直し計画と取組結果】

公益財団法人長崎県食鳥肉衛生協会

<団体作成分>

見直しの内容・考え方

県の方針に沿って団体の自立化を進めることとするが、①県に協力して引き続き手数料の値上げのための取り組み、②県や（社）長崎県獣医師会と連携体制の協議、③公益財団法人認定へ向けた対応を行うこととする。

①の手数料値上げのための取り組みについては、隣県の佐賀県や関係団体との意見交換を通じて共通認識を醸成することが重要なことから、食鳥検査の環境の現状分析や、県が行う関係機関との協議に連携して取り組む。

②の県や（社）長崎県獣医師会との連携協議については、食鳥検査事業の円滑な実施を継続するため、人的支援等の業務の連携体制の協議を行う

③の公益財団法人認定に向けた取り組みについては、平成20年春に示される国のガイドラインに沿って必要な事務処理を進める。特に評議員会の設置については人選等、所要の手続きを進める。

取組の内容

①県に協力して、引き続き手数料値上げのための取組

- ・手数料値上げに関する食鳥検査の現状（環境）の分析を行う。
- ・業界団体へ対し手数料値上げのための説明の機会を設ける。

②県獣医師会と連携体制の協議

・連携体制の協議

<県作成分>

見直しの内容・考え方

団体の収入は県が定める検査手数料収入と事業費の不足を補う県の補助金でまかなわれているが、検査を実施している3食鳥処理場施設の規模を考えると、検査受入能力は現在の検査数が上限の水準であると考えられるため、この検査数を確保したまま手数料を値上げする以外、補助金を削減することは困難な状況にある。

一方、支出は人件費が約9割を占めているが、最低限の人員で検査を実施しており、月額報酬も県職員が実施するより低く抑えられていて、これ以上のコストの縮減は困難な状況にある。支出に占める事業費の割合は約8割で、補助金は主に事業費に対するものである。

この業務の実施にあたっては厚生労働大臣からの指定を受けなければならぬが、公益法人以外はこの指定を受けることが出来ず、今のところ他に業務を委任できる団体はない。

こうした状況の中、団体が県から自立する取り組みとして、①手数料値上げによる補助金の削減に必要な取り組み、②県職員の役員就任の縮小を行う。

①の手数料の値上げについては、長崎県単独で値上げした場合に、手数料が同額である佐賀県に検査申請が流れ検査数減となり、結局、収入減となってしまう恐れがあるため、佐賀県と歩調を合わせる必要があり、また、業界団体に対しても値上げについて理解してもらうことが不可欠であるため、各機関と協議を重ねることで環境を整備し手数料値上げに繋げていく取り組みを進める。

②の県職員の役員就任の縮小については、次回の役員改選時（平成20年度）に実施することとするが、本来県が実施すべき食の安全・安心に関わる検査事業を公益事業として団体が行っていること、また、団体が県の手数料を管理していることから、団体の運営に関しては最低限の人的関与は残しておく必要がある

取組の内容

①手数料値上げのための取組（その結果として補助金の削減）

- ・手数料値上げに関する食鳥検査の現状（環境）の分析を行う。
- ・佐賀県等と手数料値上げのための情報交換を行う
- ・業界団体へ対し手数料値上げのための説明の機会を設ける

②県職員の団体役員（理事）就任は、県の同一部局から複数就任の取りやめ

- ・理事の人選を依頼する。
- ・次回の理事改選（20年6月）時に複数就任を取りやめる。

③県職員の監事就任の取りやめ

- ・監事の人選を依頼する。
- ・次回の監事改選（20年6月）時に就任を取りやめる。

公益財団法人長崎県すこやか長寿財団

<団体作成文>

見直しの内容・考え方

『団体の自立化を促進する』という県の方針に従い、県からの人的関与の適正化に関して役員就任を取りやめるとともに、収益事業への取り組みとして、平成18年度から介護サービス情報調査事業を開始しており、今後も継続して実施していく。また、自主財源の確保・增收対策の観点から、財団事業の効果的なPRにより新規会員の確保に努めるとともに、必要な事業費確保のため、財産を取り崩す際の基準を策定する。

なお、当財団は今後も、所期の目的達成のため公益財団法人として存続し事業を開いていく考えであり、新公益法人制度における公益財団法人認定の取得を重要かつ最大の目標として取り組んでいく。

取組の内容

①寄附金や収益事業等への取組

- ・介護サービス情報調査事業の継続実施
- ・会員募集方法等の検討

②団体の目的を達成するために必要な事業費確保のため、財産を取り崩す際の基準策定

- ・基本財産を取り崩す際の基準策定のための検討
- ・基準の策定

③事業展開におけるNPO法人等の活用の検討

- ・県ねんりんピック及び福祉用具プランナー研修におけるボランティア組織の活用
- ・生きがいや健康づくり事業等におけるNPO法人等の活用の検討

<県作成文>

見直しの内容・考え方

団体の財政面での自立化を図るため、自己収入増加策の取り組みとして団体が計画している新規会員の確保への取り組みや基本財産の効率的運用を支援していく。

県の関与が一定の役割を終え、今後は公益法人改革に伴い、理事会の役割が大きく変わることから、役員就任については取りやめた。

取組の内容

県職員の団体役員（理事）就任の取りやめ（平成18年度末をもって実施済）

公益財団法人長崎県産業振興財団

<団体作成文>

見直しの内容・考え方

財団の自立化については、これまでも経営基盤（ヒト、モノ、カネ）の強化という観点で、財団独自で取り組んでおり、県の派遣職員の取扱いについても、専門性の高い民間採用職員との切り替えにより漸次削減してきたところである。一方で、平成18年4月から企業振興・立地推進本部として、県職員と財団職員が一体となって業務を進め、「地場企業の振興」「県外企業の誘致」「ベンチャー企業の育成」に取り組んでいる組織体制や県業務の受託等の要因も踏まえながら、プロパー職員の専門的なスキルを向上させ、コアとなる人材確保に努めていく。

取組の内容

専門的スキルを持つプロパー職員の育成・確保

- ・民間企業経験者、プロパー職員を適材適所で配置するとともに、平成17年度導入した業績評価制度に則り、能力・実績に応じた職員の適正な評価を行うことで、意欲ある専門知識を有したコアな人材育成に努めていく。

<県作成分>

見直しの内容・考え方

財団の自立化については、これまでも経営基盤（ヒト、モノ、カネ）の強化という観点で、財団独自で取り組んでおり、県の派遣職員の取扱いについても、専門性の高い民間採用職員との切り替えにより漸次削減してきたところである。一方で、平成18年4月から企業振興・立地推進本部として、県職員と財団職員が一体となって業務を進め、「地場企業の振興」「県外企業の誘致」「ベンチャー企業の育成」に取り組んでいる組織体制も踏まえていくことが必要であり、派遣職員の適正な配置については、今後も隨時検証を行っていく。

取組の内容

県からの派遣職員は必要最小限にとどめ、プロパー職員の育成・確保等により専門性の向上を図り、自立化した組織作りを進める。

- ・現行の派遣職員の人員配置は維持しつつも、財団プロパー職員の資質向上は推進していく必要があり、組織目標や個人目標を明確にし、実績に応じた評価を徹底していくことにより専門的スキルと意欲を併せ持つ職員の育成を図っていく。

公益財団法人諫早湾地域振興基金

<団体作成分>

見直しの内容・考え方

諫早湾水産振興プランニングについては、平成20年度から策定の予定であるが、この計画を踏まえ、資金を効率的に運用するための資金運用計画を策定する。同様に必要な事業費確保のための財産を取り崩す際の基準策定も行う。

なお、前回の見直しにおいても課題であった事業評価制度については、基金のメイ

ン事業である県事業（諫早湾水産振興特別対策事業）の平成20年度以降の実施が不透明となっていたためこれまで策定が遅れていたが、県において平成20年度から3年間の延長実施が表明されたことを受け、今回の見直しで完全実施に取り組みたい。

取組の内容

①事業評価制度の完成・実施

- ・事業評価方法の検討
- ・事業評価制度の導入

②資金の効率的な運用のため、資金運用計画の作成

- ・資金運用方針の再整理・資金運用規程の整理
- ・現有資金の検証のシミュレート
- ・上記を踏まえた計画の策定

③団体の目的を達成するために必要な事業費確保のため、財産を取り崩す際の基準策定

- ・積立金取り崩し等の整備

<県作成分>

見直しの内容・考え方

監事に会計管理者が就任していたが、本年度の役員改選時に就任を取りやめた。

取組の内容

県職員の監事就任の取りやめ（平成19年度役員改選時に就任を取りやめた）

3 第2次取り組み結果の報告

県は、平成23年12月、第2次見直し方針の取組期間である平成22年度までに達成した成果と今後の課題について取りまとめを行い、これから県出資団の見直しのあり方の検討に資することを目的として『第2次長崎県出資団体見直しの取り組み結果報告書』を作成した。

公益財団法人長崎県食鳥肉衛生協会

団体役員に同一部局から複数就任の見直しを検討→見直しを実施済

団体の監事又は監査役就任の取りやめを検討→取りやめを実施済

団体への県単独補助金の縮減を検討→達成

計画額 △19,270,000円 → 実績額 △19,838,000円

公益財団法人長崎県すこやか長寿財団

団体役員就任の取りやめを検討→取りやめを実施済

必要な事業量確保のため、財産の取り崩し基準策定を検討→実施済

公益財団法人長崎県産業振興財団

派遣職員の削減を検討→達成 10名から9名へ

なお、平成22年度に県と財団との役割分担、責任分担の明確化を図るため、兼務職員の見直しを行い、現在派遣職員は12名となっている（平成23年12月時点）。

団体への県単独補助金の縮減を検討→達成

計画額 △133,272,000円 → 実績額 △133,272,000円

なお、自主的な取組により団体長への三役就任を取りやめた。

公益財団法人諫早湾地域振興基金

団体の監事又は監査役就任の取りやめを検討→取りやめを実施済

資金運用規程や資金計画の作成について検討→実施済

必要な事業量確保のため、財産の取り崩し基準策定を検討する団体→実施済

第3 今後の見直しについて

長崎県における出資団体の見直しについては、これまで2次にわたる見直し方針を策定し、団体そのものの見直しや、県の関与のあり方について積極的に見直しに取り組んできた。その結果、平成15年4月1日現在134団体あった県の出資団体が、平成23年4月1日現在では113団体に減少したほか、県職員の役員就任や職員派遣の見直し、団体への運営費補助金の縮減など、一定の成果をあげてきたと考えている。

しかしながら、今後も社会経済情勢の変化や県民のニーズの変化などに伴い、県が団体に対して出資関係を継続する必要性や、団体に対する県の支援など、さらなる見直しを行う必要が生じることも考えられる。

長崎県「新」行財政改革プランにおける今後の県出資団体の見直しについては、県が出資している全ての団体について、自立化の促進を図りつつ、事業内容及び県が出資した目的等の観点から、全国的な団体も含めて今後も出資関係を継続する必要性について毎年度検討し、検討結果を公表することとしている。

この方針に基づき、今後も出資の必要性について常に検討、検証を行い、必要があれば積極的に見直しを行うとともに、検討の結果を県民の皆様に公表していきたいと考えている。

III 包括外部監査の結果報告・各論

第1 公益財団法人 長崎県食鳥肉衛生協会

1 法人の概要等

(1) 設立年月日

平成4年3月6日

(2) 所在地

長崎県諫早市幸町79番20号

(3) 目的

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）に基づき、食鳥検査に関する事業及び食鳥処理業者、食鳥処理衛生管理者等の食品衛生思想の普及に関する事業を行うことにより、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とする。

(4) 事業内容

上記目的を達成するために、以下の事業を行う。

①食鳥検査に関する事業

ア 食鳥処理場における食鳥検査

イ 検査員の技術研修

ウ 食鳥肉の衛生に関する指導及び調査研究

② その他協会の目的を達成するために必要な事業

(5) 所管課

県民生活環境部 生活衛生課

(6) 資本金・基本金等の額（令和6年3月31日現在）

10,000,000円（内、県出資額10,000,000円）

(7) 理事・監事（令和6年3月31日現在）

理事長 1名（内、県OB 1名）

理事 5名（内、県OB 1名、県職員 1名）

監事 2名（内、県OB 1名）

(8) 実施事業の概要

食鳥検査事業（事業費：57,362,000円）

食鳥処理法に基づき、食鳥の食用の可否について検査を実施する。

食用にできない食鳥はと殺禁止、全部廃棄又は部分廃棄の行政処分を行う。

（9）県からの財政的援助等

ア 補助金

なし

イ 委託

なし

ウ 負担金、貸付金その他の財政的援助（貸付金については令和5年度受入分）

（ア）負担金

なし

（イ）貸付金（令和5年度受入分）

なし

（ウ）その他の財政的負担

なし

エ 令和4年度以前に受け入れた貸付金

なし

2 監査の結果

（1）問題点1【食鳥検査の自治体への報告時期が業務規程に反している】

食鳥検査の報告は、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第25条3項において「指定検査機関は、検査員が食鳥検査を実施したときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、厚生労働省令で定める事項をその指定に係る都道府県知事に報告しなければならない」と規定されており、都道府県知事への報告が義務付けられている。また、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第38条において「法第25条3項の規定の検査による報告は、毎月末日までに、その食鳥処理場ごとに、その前月中に実施した食鳥検査について行わなければならない」と定められている。

実際、食鳥検査の自治体への報告について調査を行ったところ、本法人では食鳥検査を行った日に作成される日計表や検査台帳などを元に月報報告書が毎月末日までに取りまとめられその翌月の初めに県知事に提出されており、法令どおりに報告がなされていた。

しかし、本法人の公益財団法人長崎県食鳥肉衛生協会業務規程（以下「業務規程」という。）を確認すると、業務規程第10条1項において、「協会は、毎月末において、その月に係る検査月報を知事に提出しなければならない」と定め、毎月末日までに当月に係る検査月報を知事に提出する時期を定めていることから、本法人の食鳥検査の報告は、毎月末日までにその月に係る検査月報を知事に報告しなければならないとする業務規程第10

条1項に反している状態であることが明らかとなった。

一方で、本法人のヒアリング調査を踏まえると、当月の検査内容を日計表や検査台帳を元にその月の末日までに整理した上で知事に月報報告書を提出するということは、日々行われている検査の実態からすれば困難であることも十分理解できるところである。したがって、毎月末日までに行われた食鳥検査の報告については、「速やかに検査月報を作成の上、翌月5日以内に知事に提出する」と規程を改めるなどして、業務規程第10条1項の県に対する報告時期に関する規程を実態に即して改正すべきである。

【指摘事項】

食鳥検査の報告時期については、業務規程第10条1項違反が常態化していることを認識し、適切な報告時期について協議するなどし、業務規程第10条を実態に即して改正すべきである。

(2) 問題点2 【決議が省略された場合（みなし決議）の議事録が規程等に反している】

本法人にはその意思決定機関として定款第4章第20条以下に評議員会、第6章第40条以下に理事会が定められている。

定款第27条では、評議員会における決議の省略、いわゆる「みなし決議」について、「理事が評議員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。」と規定されている。同様に、定款第47条においては理事会における「みなし決議」の定めが置かれている。

そして、評議員会及び理事会の議事については、定款第29条及び第49条、公益財団法人長崎県食鳥肉衛生協会評議員会規程（以下「評議員会規程」という。）第18条及び公益財団法人長崎県食鳥肉衛生協会理事会規程（以下「理事会規程」という。）第11条により、議事録の作成が義務づけられている一方で、みなし決議の場合の議事録の作成に関する特段の規定はなかった。したがって、本法人の定款、評議員会規程及び理事会規程に従えば、通常の議決があった場合と同様に、定款及び諸規程に従い議事録を作成しなければならない。

本法人を調査したところ、度々行われている評議員会の「みなし決議」の議事録には、議事録作成者の署名押印はあるものの、議事録署名者の記名押印又は電子署名がなされていないものが散見された。

評議員会の決議の省略及びみなし決議に関する議事録の記載内容については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条、同法施行規則第60条4項に定めがあり、本法人のみなし決議及びみなし決議に関する議事録の記載内容が法令に反しているものとはいえない。しかし、本法人の評議員会規程第18条によれば、「議長及び出席した評議員の内から選出された議事録署名人2名が議事録に記名押印又は電子署名をしな

ければならない」旨定められており、みなし決議の場合の特則はないことから、「みなし決議」であっても議事録作成者だけでなく、議事録署名者の記名押印又は電子署名が必要であり、これらがない議事録は、定款及び評議員会規程に反したものになっていると言わざるを得ない。

評議員会は、公益財団法人における最高議決機関である。法人の基本的な業務執行体制（理事・監事等の選任、解任）や業務運営の基本ルールを決定するとともに、計算書類等の承認等を通じて、法人運営が法令や定款に基づき適正に行われているかを監視する役割を担っている。そのため、評議員会の議事録作成は、重要な意思決定の内容及びその過程を正確に記録し保管するため、そして議事録署名は、議事の経過や内容の正確性を担保するために重要である。

一方で、会議の効率化、テレワークやリモートワークの浸透などにより、各省庁や自治体の行政手続きにおける押印廃止が全国的に進められていることに照らせば、現行の規程を維持することは、本法人における諸会議の実態に即していない部分があることも否定できないところである。

したがって、評議員会及び理事会の議事録については、その重要性に鑑みて関係諸規程を遵守した作成をすべきであり、その上で「みなし決議」を行う場合の議事録作成に関する規程については検討の上必要な整備をすべきである。

【指摘事項】

評議員会及び理事会の議事録については、その重要性に鑑みて関係諸規程を遵守し作成すべきであり、その上で「みなし決議」を行う場合の議事録作成に関する規程については検討の上整備すべきである。

（3）問題点3 【監事が会計処理に精通したものと評価できない】

長崎県では、平成13年2月に策定した「長崎県行政システム改革大綱」に基づき、行財政改革の立場から県出資団体全体の抜本的見直しに着手し、民間有識者からなる長崎県出資団体あり方検討委員会からの提言を受け、平成15年3月に「長崎県出資団体見直し方針」を策定し、団体のあり方や事業等について根本から見直しを行っている。さらに、平成18年2月に策定した「長崎県行財政改革プラン」に基づき、出資団体のさらなる見直しに取り組むこととし、民間有識者からなる「長崎県出資団体見直し方針等検討委員会」からの提言を受け、平成19年12月に「第2次長崎県出資団体見直し方針」（以下「第2次見直し方針」という。）を策定している。

第2次見直し方針にあたって、平成19年3月6日に長崎県出資団体見直し方針等検討委員会から出された提言によると、団体の組織的自立化に向けて、経営の透明化を確保するために監事の1名については会計処理に精通した者が就任すべきであると、出資団体全体への問題点として挙げられている。

本法人では、定款第31条により1名以上2名以内の監事を置くことが定められてお

り、現在2名の監事が就任しているが、1名が公益社団法人長崎県獣医師会の理事を務める者、もう1名が一般社団法人長崎県畜産協会の専務理事を務める者で、いずれも一般的には会計処理に精通したものと評価することは困難である。

本法人においては、監事が無報酬であることから会計処理の専門家に就任してもらうことが困難である等の事情がヒアリング調査により明らかとなっており、その事情は一定理解できる。しかし、公益財団法人の監事は、理事の職務の執行を監査する役目を担っており、監事の権限の中でも重要な一つが計算書類等の監査である。監事の職務内容及び経営の透明化や健全な事業運営という観点からは、やはり少なくとも監事のうち1名は公益法人会計に一定程度は精通している者の就任が望ましいといえる。そこで、本法人においては、監事の選任について今後検討していただきたい。

【意見】

監事の職務内容及び経営の透明化、健全な事業運営の観点から、少なくとも監事のうち1名は公益法人会計に精通している者の就任が望ましい。

(4) 問題点4 【10年以上にわたり継続して選任されている評議員が存在する】

本法人は、定款第14条により「協会に、評議員4名以上9名以内を置く。」と定められており、現在は5名の評議員が選任されている。そのうち、1名の評議員については平成24年に選任されており、評議員として選任されてから10年以上経過していることになる。

前述したとおり、評議員は、公益財団法人における最高議決機関である評議員会の構成員である。評議員は、理事同様に善管注意義務や損害賠償責任を負っており、評議員会の構成員として、法人の基本的な業務執行体制（理事・監事等の選任、解任）や業務運営の基本ルールを決定するとともに、計算書類等の承認等を通じて、法人運営が法令や定款に基づき適正に行われているかを監視する役割を担っている。理事や監事がその職務上の義務に違反し又は職務を怠っている場合には解任権限を適切に行使することもその責務である。

このように法人運営が適切に行われているかを監視するという役割を担う評議員については、再任禁止の規程等はないが、10年以上という長期間にわたり選任されることは望ましい事態とは言えない。評議員の長期間にわたる選任については控えることが望ましい。

【意見】

評議員の選任については、その役割及び職務内容に鑑みて、選任が10年以上継続しているなど長期間にわたっている場合には、新たな評議員を選任するなどして、長期継続で選任されてきた評議員の選任を控えることが望ましい。

(5) 問題点5【検査手数料の値上げのための継続的な取組み・検討】

本法人は、経常費用の約9割を占める人件費を長期に据え置く等の経費削減に努め、平成30年度からは長崎県の補助金等を全く受け入れることなく、受託事業を達成しているところ、このような事業努力は大いに評価すべきである。

もっとも、事業運営にあたり、検査の手数料収入については、更なる検討が必要といえる。

すなわち、本法人のヒアリング調査によれば、食鳥処理場における食鳥検査は獣医師資格を有する職員のみが行うことができることから、常勤・非常勤問わず検査員職員の安定した人材確保には苦慮しているとのことである。

全国的に物価の上昇や人件費の高騰が続く昨今においては、獣医師資格を有した職員を安定して雇用することが容易ではないことは優に想像できるところである。また、食鳥検査という事業内容が国民の生命身体の安全に直接影響するという観点からは、民間での代替は困難であり、前述した第2次見直し方針においても本法人は当面県の関与が必要な団体と位置づけられている。本法人の収入源である食鳥検査費用の単価が、本法人ではなく各自治体によって決定されていることも併せ考慮すれば、現在本法人が県の補助金等を受けることなく事業運営を行っているとしても、様々な観点から、今後も県の関与が必要であると考えられる。

様々な努力により財政的な自立を果たし事業運営を行っている本法人が、物価の上昇や人件費の高騰が続く状況の中で、より強固な財政基盤を構築し今後も健全な法人運営を行うためには、法人の財源となる食鳥検査の検査手数料の引き上げが必要不可欠である。

この点、第2次見直し方針においても、本法人については団体・県ともに「手数料値上げのための取組み」が達成すべき目標として挙げられているものの、現在のところ実現には至っていない。

本法人としては、県とともに、九州他県の検査費用の調査等を行うなどして、今後も引き続き、手数料値上げのための取組み、検討を続けていただきたい。

【意見】

本法人としては、県とともに、九州他県の検査費用の調査等を行うなどして、今後も引き続き、手数料値上げのための取組み、検討を続けていただきたい。

第2 公益財団法人長崎県すこやか長寿財団**1 法人の概要等****(1) 設立年月日**

昭和62年10月28日

(2) 所在地

長崎市茂里町3番24号

(3) 目的

高齢者の生きがいと健康づくり並びに高齢者介護の推進に関する事業を行い、県民の健康及び福祉の増進と明るく活力のある長寿社会づくりの推進に寄与することを目的とする。

(4) 事業内容

上記目的を達成するために、以下の事業を行う。

- ① 高齢者の健康づくりに関する支援及び啓発
- ② 高齢者の生きがいづくり（社会参加を含む）に関する支援及び啓発
- ③ その他本財団の目的を達成するために必要な事業

(5) 所管課

福祉保健部 長寿社会課

(6) 資本金・基本金等の額（令和6年3月31日現在）

201,125,972円（内、県出資額100,000,000円）

(7) 理事・監事（令和6年3月31日現在）

代表理事1名（県OB）

常務理事1名（県OB）

理事 10名（内、他自治体2名）

監事 2名

(8) 実施事業の概要

ア 明るい長寿社会づくり推進事業（全国健康福祉祭）

愛媛県で行われた第35回全国健康福祉祭（全国ねんりんピック）のスポーツ・文化交流の競技種目大会（スポーツ交流大会19種目・文化交流大会3種目）に県代表選手と監督（154名）を派遣し、美術作品展に長崎県ねんりんピック生きがい作品展の県知事賞受賞作品（3部門の3作品）を出展する。全国健康福祉祭は、県ねんりんピックの全国大会で、シニア世代を中心とする国民の健康保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図る目的で実施されている。

イ 明るい長寿社会づくり推進事業（長崎県ねんりんピック開催事業）

県内シニア世代の健康や生きがいづくりを推進し、地域における社会参加と交流活

動を促進するために、スポーツ・文化交流の競技種目大会（スポーツ交流大会 19 種目・文化交流大会 3 種目）の県大会並びに美術作品展（第 20 回長崎県ねんりんピック）を開催する。

参加者数は、スポーツ交流大会が 2,726 名（役員等 446 名含む）、文化交流大会が 220 名（役員等 34 名含む）、また、美術作品展の出品作品数は 253 点、来場者数は延べ 1,297 名であった。

ウ 元気高齢者活躍促進事業

令和 5 年度から「明るい長寿社会づくり推進事業」に統合された。

エ 元気高齢者の活躍促進事業（人材育成事業）

シニア世代の交流や社会参加活動を促し、地域のネットワークづくりを進め、地域の社会参加活動の核となる人材育成を目的としたすこやか長寿大学校を長崎市と佐世保市に各 1 校開設し、運営する。

また、同大学校卒業生の活動組織であるすこやか長寿大学校同友会による社会参加活動を支援するため活動費の助成を行う。

オ 生涯現役応援センター事業

シニア世代の社会貢献活動や社会参加を促進するため、それらの活動に興味・関心のある人や参加を希望する人からの各種相談に応じるとともに啓発や情報提供を行う。令和 5 年度の相談延べ件数は 1,701 件であった。

また、市町等と連携し、シニア世代の社会参加の啓発や促進をテーマとした講演や活動の紹介、情報提供を行うセミナーを開催する。セミナーは、10 市 2 町において合計 39 回行い、参加者数は延べ 1,073 名であった。

カ 認知症サポートセンター設置事業

認知症の人やその家族等からの相談を受け、解決に向けた支援（不安や疑問点の解消に向けた支援、適切な支援機関への橋渡し等）を行う。令和 5 年度の相談件数は延べ 230 件であった。

また、市町において認知症の人や家族の支援を行うスタッフを対象とした研修会や交通事業者等の企業・職域向け「認知症サポート」の養成講座を開催する。

さらに、若年性認知症（65 歳未満の人の認知症）施策総合対策事業として、相談事業、自立支援ネットワーク会議開催、支援機関関係者を対象とする研修会の開催、若年性認知症の人や家族の集いの開催等を行う。

(9) 県からの財政的援助等

ア 補助金

補助金の名称	補助率等	対象事業の総事業費	補助金受入額
明るい長寿社会づくり推進機構運営事業費等補助金 (明るい長寿社会づくり推進機構運営事業) (元気高齢者の活躍促進事業)	予算の範囲内で知事が必要と認め る額	57,816,395円 (51,523,703円) (6,292,692円)	47,767,000円 (41,849,000円) (5,918,000円)
元気高齢者の活躍促進事業(人材育成事業)補助金	予算の範囲内で知事が必要と認め る額	6,654,975円	4,485,000円
合計		64,471,370円	52,252,000円

イ 委託

委託の名称	委託金額
長崎県認知症サポートセンター事業業務委託	7,934,869円
生涯現役促進支援事業業務委託 (生涯現役応援センター事業)	15,633,921円
合計	23,568,790円

ウ 負担金、貸付金その他の財政的援助（貸付金については令和5年度受入分）

(ア) 負担金

負担金の名称	負担金の内 容	対象事業の総事業 費	負担金受入額
明るい長寿社会づくり推進事業 (全国健康福祉祭)	大会参加料 (500円／人)、参加者 負担金（交通費、宿泊 費、ユニフォーム代等 の一部）	13,718,804円	5,348,960円

明るい長寿社会づくり推進事業 (長崎県ねんりんピック開催事業)	大会参加料 (個人種目 500円／ 人、ソフト ボール 15,000円／ 団体、サッ カー10,000 円／団体 等)	9,804,748円	1,570,000円
元気高齢者の活躍促進事業(人 材育成事業) (すこやか長寿大学校)	受講料(年 間10,000円 ／人 中途で退校 する場合は 受講した講 座数に応じ て一部返 金)	3,147,653円	601,000円
合計		26,671,205円	7,519,960円

(イ) 貸付金(令和5年度受入分)

受入なし。

(ウ) その他の財政的援助

なし。

エ 令和4年度以前に受け入れた貸付金

なし。

2 監査の結果

(1) 本法人の特定資産(公益事業推進積立資産)について

本法人の令和5年度決算報告書の財産目録に記載されている資産状況は、以下のとおりである。

科目		金額(円)
流動資産	小口現金	23,444
	普通預金	9,420,099
	未収金（公益）	7,450,217
	前払金（公益）	31,597
	前払金（法人）	1,663
	立替金（公益）	25,203
流動資産 計		16,952,223
固定資産	基本財産	201,125,972
	特定資産	
	公益事業推進積立資産	37,124,574
	全国健康福祉祭（ねんりんピック）派遣事業積立資金	10,500,000
	すこやか長寿大学校運営事業積立資金	5,000,000
	情報発信機能強化事業積立資金	2,600,000
固定資産 計	その他の固定資産（什器備品、ソフトウェア）	322,102
		256,672,648
資産 合計		273,624,871

固定資産には基本財産合計 201,125,972 円、特定資産合計 55,224,574 円及びその他固定資産 322,102 円が計上されており、特定資産は「公益事業推進積立資産」合計 37,124,574 円と「特定費用準備資金」合計 18,100,000 円とで構成されている。

「特定費用準備資金」は、全国健康福祉祭（ねんりんピック）派遣事業積立資金 10,500,000 円、すこやか長寿大学校運営積立資金 5,000,000 円及び情報発信機能強化事業積立資金 2,600,000 円の 3 つからなる。

基本財産は、「本財団の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会及び評議員会で別に定める財産」（定款第 6 条 1 項）であり、「本財団の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を必要とする」と定款に規定されている（定款第 6 条 2 項）。

次に、特定費用準備資金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 18 条及び長崎県すこやか長寿財団特定費用準備資金取扱規程（最終改

正：令和4年3月9日。以下「本件取扱規程」という）に以下のような規定がある。

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第18条の規定の概要

特定費用準備資金は、当該資金の目的である活動を行うことが見込まれること、他の資金と明確に区別して管理されていること、当該資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること又は当該場合以外の取崩しについて特別の手続が定められていること、積立限度額が合理的に算定されていること、のすべてを満たすものでなければならない（第3項1号ないし4号）。

本件取扱規程（長崎県すこやか長寿財団特定費用準備資金取扱規程）の概要

財団は、特定資産として、特定費用準備資金を保有することができ、特定費用準備資金は、必要な事業に充当するための積立金であり、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第18条に規定する特定費用準備金とする（第2条1項及び2項）。

特定費用準備資金は、全国健康福祉祭（ねんりんピック）への派遣、長崎県すこやか長寿大学校の運営及び情報発信機能強化のために支出する費用として認められる場合に限り積み立てができる（第2条3項）。

財団が特定費用準備資金を保有しようとするときは、理事長が事業ごとに将来の特定の活動の内容、実施予定期間、積立限度額、算出根拠等を理事会に提示し、理事会は、その資金の目的である活動を行うことが見込まれ、かつ積立限度額が合理的に算定されている場合、事業ごとに承認する（第3条）。

なお、令和7年4月から施行される「新しい公益法人制度」において、現行制度上各事業別・資産別に資金を積み立て管理していた「特定費用準備資金」「資産取得資金」を複数目的のための一つの資金として管理し、将来の新規事業や事業発展・拡大のために備える「公益充実資金」が創設される。現行制度については、公益法人が「儲けてはいけない、ため込んではいけない」というルールのせいで資金の有効活用や積極的な事業活動がしにくいという問題点があり、公益法人が資金を効果的に活用して公益活動を拡大する趣旨・目的で創設されるものである。

問題点1【公益事業推進積立資産が約12年の間、利用・活用されていない】

「公益事業推進積立資産」については、特定費用準備資金とは異なり、その保有や取り崩しに関する規程や基準・指針等が作成されていない。本法人は平成24年4月に財団法人から公益財団法人に移行したが、そのときに「事業費積立資産」として保有・管理していたものを現行の「公益事業推進積立資産」に科目変更し、それ以降、約12年の間、積み立てても取り崩しも行われていないということである。

上記「事業費積立資産」は、平成3年4月に前身の「長崎県シルバーサービス総合センター」を改組して本法人が設立されてから、次年度以降の事業費に充当する目的で会費収入や基本財産運用収入等から随時積み立ててきたもので、平成19年度に「備品等購入引当資産」約7,500,000円と「修繕引当資産」約1,000,000円を、また、平成23年度に「減価償却引当資産」約900,000円をそれぞれ統合して、合計37,124,574円になった。本法人によると、この積立資産は、事業の新設・拡大や記念事業を行う場合又は県からの補助金の大幅な削減に備える場合など将来の公益事業の財源として管理してきたが、これまで取り崩すに至っていないとのことである。

本法人の「公益事業推進積立資産」は、公益財団法人の財務規律に反するものでなく、公益財団法人移行時に問題となることもなかった。しかし、「公益事業推進積立資産」の令和5年度末時点の金額(37,124,574円)は、同年度の基本財産の約18%、特定費用準備資金合計額の約2倍、受取補助金額の約71%に当たり、相当の規模に達しているといえる。また、令和7年4月からの「新しい公益法人制度」において「公益充実資金」が創設されるのも、資金の有効活動や公益法人の公益活動の一層の拡大が目的とされている。

本法人の「公益事業推進積立資産」が平成24年4月以降12年以上の間、一度も利用されなかつたのは、県の補助金が大幅ないし相当程度削減されるという話があつたがそこまでの削減がなかつたこと並びに本法人の収入増加や支出削減の努力があつたことにもよると思われる。とはいへ、公益事業の財源とされる37,124,574円の資金が結果的にでも12年の間、利用・活用されなかつたことが妥当であったか疑問が残る。

【意見】

特定資産の「公益事業推進積立資産」(令和7年4月以降は「公益充実資金」に移行されると思われる)について、その利用・活用がなされるよう県、市町、その他の関係団体と協議を行うなどして、具体的な利用・活用方法を検討することが望ましい。

(2) 本法人の特定資産の運用について

本法人は公益財団法人であり、財団資産の適正かつ効率的な運用が求められる。本財団はそのための「公益財団法人 長崎県すこやか長寿財団資産運用規程」(最終改正:平成27年4月1日。以下「本件運用規程」という)を定めている。

本件運用規程の主な条項は次のとおりである

(運用の対象とする資産)

第2条 運用の対象とする資産は、次のとおりとする。

(1) 基本財産

(2) 運用財産(特定資産及びその他効率的に運用すべき資産をいう。)

(基本方針)

第4条 資産は、安全かつ確実性の高い預貯金及び有価証券等で資産運用するものとする。

2 資産運用の基本原則は、次のとおりとする。

- (1) 元本回収の確実性を最重要とする。
- (2) 事業経費等支払準備資金及び想定外の資金需要に対応する流動性を確保する。
- (3) 資金運用における収益の極大化を図り、効率性を追求する。

3 運用する預貯金の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 普通預金
- (2) 定期預金（途中解約時の元本が確保されるもの。）

4 運用する有価証券の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 国債
- (2) 政府関係機関の発行する債券
- (3) 地方公共団体の発行する債券

5 理事長が特に必要と認める場合には、第3項に定める預貯金及び前項に定める有価証券以外の金融商品で運用することができる。

(運用基準)

第5条 前条第4項の有価証券については、投資判断として下記の事項を遵守するものとする。

(1) 採用する格付業者

- ア. 格付投資情報センター（R & I）
- イ. 日本格付研究所（J C R）
- ウ. ムーディーズ・インベスター・サービス（M o o d y ’ s）
- エ. スタンダード・アンド・プアーズ（S & P）

(2) 取得基準

前号の格付業者のいずれかがA格以上に格付しているもの。

(満期保有の原則)

第6条 取得した預貯金又は有価証券は、原則として満期償還日まで保有するものとする。ただし、元本毀損のリスクが生じるとみなされる場合、当該有価証券の入替売買を行うことで、資産運用の成果が高まる場合など、運用管理に資する合理的な理由が存在する場合には、資金運用責任者は、理事長と協議のうえ対応を決定しなければならない。

ア 問題点2【特定資産が効率的に運用されているとはいえない】

上記の本件運用規程第2条で運用対象とされている資産のうち、基本財産は、30年及び20年の利付国債並びに20年の地方公共団体発行の利付公債で運用され、約201,000,000円の運用額に対して令和5年度は約2,780,000円の運用収益をあげ、それ

を事業等の費用に充てている。

しかし、運用対象資産である特定資産のうち、公益事業推進積立資産約 37,120,000 円は全額定期預金とし、また、特定費用準備資金合計 18,100,000 円は全額普通預金としてそれぞれ運用しており、これら特定資産全額の令和 5 年度の運用収益は 670 円にとどまっている。これは、基本財産の運用収益額が基本財産の約 1.38% であったのに對し、特定資産の運用収益額は特定資産の約 0.0012% であったことを意味しているが、長期運用が可能な基本財産と、一定の流動性が求められ長期運用が難しい特定財産を単純に比較することはできないにしても、0.0012% という数字は、令和 5 年度当時の金利状況を考慮したとしても、本件運営規程第 4 条 2 項（3）の「資金運用における収益の極大化を図り、効率性を追求する」との観点からすると、あまりに低いものであったといわざるを得ない。

この点、平成 14 年 12 月 27 日付長崎県出資団体あり方検討委員会による「県出資団体のあり方に関する提言（最終提言）」の「III 団体の経営改善や県の取り組みについての提言 1. 経営改善（6）資金運用の効率性の向上とリスク管理」においても、資金運用の見直し（効率性の向上）が求められている。

特定資産、特に上記（1）で述べた公益事業推進積立資産は、結果的にではあれ約 12 年の間、利用されてこなかった事実があり、特定費用準備資金についても常にその全額について流動性が求められているとは思えない。

このような、特定資産のうち流動性が求められない、または流動性が求められるとしてもその程度が比較的低い部分については、普通預金や定期預金よりも高い運用収益が得られる運用（例えば、短期の利付国債で運用するなど）をすることで、本件運用規程第 4 条ないし第 6 条の基準に従いつつより効率的に運用していくことが十分に可能と考えられるところ、特定資産が効率的に運用されているとはいえない。

【意見】

本法人が保有する特定資産について、安全かつ確実性の高い運用を行うことを前提としつつ、各特定資産の資金利用計画を把握したうえで、普通預金、定期預金よりも高い運用収益が得られる効率的な運用方法を検討することが望ましい。

イ 問題点 3 【ペイオフに備えた資産運用の基準や指針が策定されていない】

本法人は、令和 6 年 3 月 31 日時点で、次のような預金残高を保有していた。

A銀行 流動資産 7,999,875 円

固定資産 30,648,755 円

合計 38,648,630 円

B銀行 流動資産 971,183 円

固定資産 24,624,574 円

合計 25,595,757 円

C銀行 流動資産 449,041 円

A銀行とB銀行に対する預金残高は、金融機関のペイオフの際に預金保険制度で保護される 10,000,000 円を大きく超えている。この点、本法人には、両銀行を含め金融機関からの借り入れはなく、相殺によってペイオフの場合の損失を軽減ことはできないということである。

現在の情勢に鑑みれば、金融機関のペイオフが近い将来に起こる可能性は必ずしも高いものではないものの、今後ペイオフが発生しないと断言することはできず、そのような状況に備えておくことは重要である。

本件運用規程には、

(緊急事態への対応)

第9条 保有する資産の大幅な価格下落、信用力の低下等、緊急の事態が起こった際には、資産運用責任者は理事長へ速やかに報告し、必要な措置を講じるものとする。

との規定はあるものの、「必要な措置」の具体的な内容は規定されていない。本法人に確認したところ、ペイオフに備えた具体的な資産運用上の基準や指針は制定していないとのことである。ペイオフへの対処には、迅速かつ的確な判断と行動が求められることから、将来起こる可能性がゼロではないペイオフに備えた具体的な運用上の基準や指針が制定されていないことは問題といえる。

【意見】

本法人としては、県や金融に関する専門的知識を有する機関等と協議するなどして、ペイオフに備えた資産運用の具体的な基準や指針の制定を検討しておくことが望ましい。

(3) すこやか長寿大学校同友会活性化事業について

すこやか長寿大学校の卒業生の活動組織として長崎校同友会と佐世保校同友会がある。長崎校同友会は、約 120 名の会員を擁しており、10 の同好会を設けて月 1 ~ 8 回の活動を行うほか、スポーツ大会の開催や機関誌の発行などを行っている。佐世保校同友会は、約 90 名の会員を擁しており、サークル活動や研修・視察、会報の発行などを行っている。本法人は、すこやか長寿大学校の卒業生が、卒業後もボランティアや社会貢献、自己啓発、趣味の活動、仲間との交流等の多様な社会活動を継続することにつなげるという観点から、両同友会に年間 100,000 円の補助を行っている。

問題点4【補助の対象となる活動が広い】

本事業による補助の対象には、同友会が機関誌を発行する費用のほか、同友会の会員のサークル活動の講師謝礼なども含まれている。

サークル活動の講師謝礼に対する補助は、すこやか長寿大学校の卒業生が卒業後も多様な社会活動を継続することにつなげるという面を有するものの、当該サークル活動参加者の個人的な受益になるという面も否定できず、同様の活動を行っている同友会会員以外のシニアとのバランスの問題にも配慮が必要といえる。したがって、同友会会員のサークル活動の講師謝礼は、本事業による補助の対象外とすることが望ましい。

この点、本法人は、社会情勢の変化により、地域貢献活動に結びつくような社会参加のあり方がより求められていることから令和6年度からは、補助の対象を同友会活動のうち地域貢献活動に位置づけられるものに限定する見直しを行っているため、問題点は既に解消したといえるが、本監査は令和5年度を対象としているため、問題点として挙げている。

【意見】

本事業による補助の対象としている同友会の活動については、同友会会員のサークル活動の講師謝礼は、本事業による補助の対象外とすることが望ましい。

第3 公益財団法人長崎県産業振興財団**1 法人の概要等****(1) 設立年月日**

平成13年4月1日

(2) 所在地

長崎県長崎市出島町2-11

(3) 目的

地場企業の発展支援、企業誘致の推進及び新事業の創出支援、研究開発支援等を総合的に行い、本県経済の振興と雇用の創出に資することを目的とする。

(4) 事業内容

上記目的を達成するために、以下の事業を行う。

- ① 金融支援事業
- ② 取引拡大・経営基盤強化支援に関する事業
- ③ 企業誘致推進事業
- ④ ベンチャー企業創出・育成に関する事業

- ⑤ 技術研究開発の支援に関する事業
- ⑥ 産業振興施設の管理運営
- ⑦ 一般有料駐車場運営事業
- ⑧ その他財団の目的を達成するために必要な事業

(5) 所管課

産業労働部 企業振興課

(6) 資本金・基本金等の額（令和6年3月31日現在）

243,390,000円（内、県出資額 194,000,000円）

(7) 理事・監事（令和6年4月1日現在）

代表理事 3名（内、県職員2名、県OB 1名）

理事 12名（内、他自治体2名）

監事 2名（内、県OB 1名）

(8) 実施事業の概要

ア 中小企業営業力強化総合支援事業（事業費：138,015,000円）

県外企業から収集した発注情報を、隨時、県内企業へ紹介・斡旋するほか、県外企業を招いての個別商談会の開催や、県内企業と同行しての県外企業訪問活動等により、営業力に乏しい県内中小製造業の取引先の拡大・販路開拓を総合的に支援する。

また、製造業等を営む中小企業等の航空機・半導体関連産業への参入に向けた取組の支援や規模拡大に向けた企業間連携の組成支援により、県外需要の獲得と県内企業への波及効果の最大化を図る。

イ ナガサキ地域未来投資促進ファンド事業（事業費：29,474,000円）

将来の成長が期待できるものづくり分野において、県内中小企業者等が取り組む新技術・試作品・新製品の事業化調査から研究開発、販路開拓までを総合的に支援する。

ウ プロフェッショナル人材戦略拠点事業（事業費：26,279,000円）

県内中小企業の「攻めの経営」や「デジタル化」への意欲を喚起し、企業が求める人材と求職者のマッチングを実施する民間人材ビジネス事業者等と連携しながら、プロフェッショナル人材のマッチング・採用等を支援する。

エ 企業誘致推進等事業（事業費：132,104,000円）

優秀な人材を確保しやすいことや地震が少ないなどの本県が有する優位性をアピールするとともに、企業の課題解決型誘致活動を推進することにより、県外企業の立地を促進し、雇用の拡大を図る。

オ オフィスビル運営事業等（事業費：239,437,000円）

企業誘致の受け皿として整備したクレインハーバー長崎ビルの管理運営等を行う。

カ 新企業創出支援事業（事業費：39,603,000円）

県が認定する高成長への意志と潜在力を持つサービス産業分野の県内企業に対し、産学官金等の関係機関が連携して、集中的な支援を実施し、支援ノウハウを地域内に蓄積しながら、県外需要の獲得、生産性向上、処遇改善等を達成する企業の創出を図る。

キ ものづくり基盤技術発展支援事業（事業費：3,990,000円）

県内の精密加工・表面処理・機械制御等、ものづくりの基盤技術の高度化を図るために、県内企業の技術課題を調査し、技術相談などにも対応しながら、解決のための各種支援施策の適用や国等の競争的資金獲得を希望する企業などを支援する。

ク 産学官イノベーション創出プロジェクト事業（事業費：14,119,000円）

大学等や県研究機関など産学官の連携による実用化技術の研究開発や技術の活用を支援することにより、地域イノベーションの創出を促進し、県内企業による新事業展開や新分野への参入を推進する。

ケ 新エネルギー産業等プロジェクト促進事業（事業費：7,691,000円）

県内企業の環境・新エネルギー分野における取組を促進するため、洋上風力発電関連事業や脱炭素の取組などの事業化を支援する。

コ 海洋技術振興事業（事業費：5,419,000円）

県内企業による海洋関連事業の振興を図るため、海洋の環境保全・船舶関連等の産学官連携による技術開発等を進める中小企業を支援する。

サ 一般有料駐車場運営事業（事業費：18,764,000円）

長崎県及び長崎市からの要請に基づき、企業誘致推進事業の一環として建設したクレインハーバー長崎ビルの1階において、平成30年1月4日より、一般有料駐車場運営事業を実施している。

(9) 県からの財政的援助等

ア 補助金

補助金の名称	補助率	対象事業の総事業費	補助金受入額
長崎県中小企業経営資源強化対策費等補助金	10/10	149,632,440円	149,632,440円
長崎県新産業創出支援事業費補助金	10/10	29,709,561円	29,709,561円
長崎県設備資金貸付事業推進費補助金	10/10	2,182,000円	2,182,000円
長崎県新エネルギー産業等プロジェクト促進事業補助金(洋上風力発電関連支援事業)	10/10	9,145,323円	9,145,323円
長崎県新エネルギー産業等プロジェクト	10/10	7,691,573円	7,691,573円

ト促進事業補助金(脱炭素ビジネス支援事業)			
合計		198,360,897円	198,360,897円

イ 委託

委託の名称	委託金額
産業振興支援多目的ホール管理業務	744,020円
产学官イノベーション創出プロジェクト事業	14,118,756円
グリーン対応型企業成長促進事業	30,715,567円
プロフェッショナル人材戦略拠点事業	26,180,622円
長崎県サービス産業経営体质強化事業	39,419,970円
合計	111,178,935円

ウ 負担金、貸付金その他の財政的援助（貸付金については令和5年度受入分）

(ア) 負担金

負担金の名称	負担率	対象事業の総事業費	負担金受入額
企業誘致活動に関する負担金	10/10	113,104,035円	113,104,035円
国境離島企業誘致強化事業	10/10	9,588,753円	9,588,753円
合計		122,692,788円	122,692,788円

(イ) 貸付金（令和5年度受入分）

受入なし。

(ウ) その他の財政的援助

なし。

エ 令和4年度以前に受け入れた貸付金

貸付金の名称	貸付金受入額	貸付金残高 (令和6年3月31日現在)
長崎県中小企業近代化推進資金	440,386,975円	33,161,000円
長崎県出島オフィスビル（仮称）整備貸付金	1,550,000,000円	1,109,648,000円
ナガサキ地域未来投資促進ファンド造成事業貸付金	4,000,000,000円	4,000,000,000円
合計		5,142,809,000円

2 監査の結果

(1) 本法人の債権管理規程について

本法人では「公益財団法人長崎県産業振興財団債権管理規程」（以下「本件債権管理規程」という。）により、未収債権の管理を行っている。これは、公益財団法人全国中小企業振興機関協会発行の小規模企業者等設備貸与事業 債権管理規程集の未収設備貸与債権管理規程（最新版：平成31年3月版）に基づいて作成されたものである。

本件債権管理規程は、以下のようない定めをしている。

- ① 未収債権の債務者に対して、電話又は催告状で返済を促す（第5条2項2号）。
- ② この催告にもかかわらず、何らの進展もみられないときには、債務者、連帯保証人の双方に対して配達証明付き内容証明郵便で催告状を送付する（同3号）。
- ③ 債務者から償還猶予の申請があった場合には、猶予が適当と認められる場合には償還猶予することができる（第3条1項、2項）。
- ④ 債務者及び連帯保証人について、
 - (i) 未収債権の支払いにつき誠意が認められないとき
あるいは
 - (ii) 金銭消費貸借等の契約に反し、話し合いで解決することが困難と認められるときには、裁判所に対して法的手続の申し立て（訴訟提起、支払督促の申立て等）を行う（第13条1号、2号）。
- ⑤ 未収債権は、次のいずれかに該当する場合には、理事長の承認を得て償却することができる。
 - (i) 債務者が次のいずれかに該当し、かつ、債務者及び連帯保証人のいずれかについても未収債権の回収が不可能又は、極めて困難であると認められるには、
 - ・ 破産宣告、民事再生手続開始の決定等法的手続きの開始決定を受けたとき
 - ・ 死亡、失踪、行方不明、刑の執行、解散、事業閉鎖等が判明したとき
 - ・ 金融機関の取引停止処分を受けたとき
 - ・ 天災事故、経済事情の急変等により、その事業を休止又は廃止し、事業の好転若しくは再開の見込みがないとき
 - (ii) 債務者及び連帯保証人から最近2カ年内における回収金が、未収債権残高に比して極めて少額で、完済が約定の最終償還期日又は契約解除日から10年以上にわたると認められるもの（第14条、別表1「未収債権償却基準」）

ア 問題点1【法的手続をとるかどうかの判断基準に「誠意」を挙げている】

本件債権管理規程は、債務者や連帯保証人に支払いについての「誠意」が認められるか否かを、訴訟提起等の法的措置をとるかどうかの判断基準としている。

しかしながら、「誠意」といった曖昧かつ抽象的なものは、法的措置をとるか否かの

判断基準には適していない。また、例えば消滅時効期間の経過を目前にして提訴せざるを得ないようなケースもあり、その意味では、「誠意」ある債務者への提訴が不可欠な場合もあることからも明らかのように、そもそも「誠意」の有無によって法的措置をとるかどうかを判断すべきではない。

通常、担保の付されていない債権、保証人の保証がない債権について、いずれも履行がなされない場合には速やかに訴訟提起、支払督促の申立て等の法的手段をとるべきである。また、担保の付されている債権について担保権実行のための措置をとり、保証人がある債権について保証人に対して履行の請求をしてもなお、満足されない債権については、速やかに法的手段をとつて債務名義を取得すべきである。

以上のとおり、法的措置をとるかどうかの判断基準として、債務者や連帯保証人の「誠意」を挙げるべきではないため、本件債権管理規程上、債務者や連帯保証人に「誠意」が認められるか否かを、法的措置をとるかどうかの判断基準とする条項は削除するなどして、その内容を改めるべきである。

【指摘事項】

本件債権管理規程上、債務者や連帯保証人に「誠意」が認められるか否かを、法的措置をとるかどうかの判断基準とする条項は削除するなどして、その内容を改めることを検討すべきである。

イ 問題点2 【債務者「死亡」の場合に相続調査を行うべき旨の条項がない】

本件債権管理規程では、債務者の「死亡」を未収債権償却の事情の1つとして挙げている。

この点、債権管理の過程で債務者が死亡することは一般的に起り得ることであり、相続放棄又は限定承認の手続がとられなかった場合、死亡した債務者（被相続人）の債務は、そのまま相続人が承継することになる。

このような事情に照らせば、債務者の「死亡」については、敢えて未収債権償却の事情の1つとして挙げる意味は乏しいと言わざるを得ない。むしろ、債務者や保証人が死亡した場合には、速やかに相続調査（①戸籍謄本、死亡診断書等の書類で死亡事実を確認、②戸籍謄本等の書類で法的相続人、各法定相続人の相続分を確認、③相続放棄した相続人等の確認）を行い、債務を承継した相続人に対して、改めて催告を行っていくべきであるが、本件債権管理規程上、債務者や保証人が死亡した場合に、相続調査を行うべき旨の定めは置かれていらない。

【意見】

本件債権管理規程上、債務者の「死亡」を未収債権償却の事情とする条項は削除し、新たに債務者や保証人が死亡した場合に相続調査を行うべき旨の条項を置くことを検討するのが望ましい。

(2) 債権回収に向けた本法人の支援制度の活用の検討について

本法人は、債権の回収に当たり、事業の収益が悪化した企業に対し、同企業の所有不動産へのテナント企業誘致を試みるなどして収益の改善の支援を試みたことがあったが、これ以外に、本法人が有する各種支援制度を活用して事業の収益改善をはかることにより債権回収に結びつけようとする動きは見られなかった。

問題点3【債権回収に向けて本法人の各種支援制度の活用の検討が必要】

債権の回収が当初の計画どおりにいかず、返済条件を緩和したり遅滞が生じたりしているのは、融資先企業の事業収益の悪化が主たる原因であるから、本法人が有している企業に対する各種の支援制度を有効活用することにより事業の収益が改善すれば、より確実かつ早期の債権回収に結びつく可能性があると考えられる。そのような意味で、各種の支援制度と債権回収に関する業務とを機械的に区別してしまうのは相当でなく、融資先企業に対して利用可能な本法人の各種支援制度や他機関の有している支援制度を丁寧に説明して利用を促し、同企業がそれら各種支援制度を利用するによって収益改善を実現させることの検討も必要であると考えられる。

【意見】

融資先企業が本法人の有する各種支援制度や他機関の有している支援制度を利用することの効用を検討し、活用できそうな制度がある場合には、積極的に案内するなどして利用を促すことを検討するのが望ましい。

(3) 地場企業取引拡大支援事業－ビジネスマッチングフェアの開催について

本法人は、年2回、県外の発注企業を長崎県に招待し、県内企業との個別面談会（ビジネスマッチングフェア）を実施している。概要は、以下のとおりである。

①個別面談会は、参加申込時の県内企業の希望等に基づき面談枠（1枠25分）を割り当てて実施する。個別面談会終了後には引き続き懇親会を開催する。また、その機会に、県外の発注企業が県内企業の工場視察等を行うこともある。

②令和5年度は、令和5年7月20日の佐世保市内開催及び令和6年2月8日長崎市内開催の2回開催した。令和5年7月20日の佐世保市内開催分は、県外発注企業が21企業（うち2企業は各2つのブースを設け、合計23ブースを設置）、県内企業が53企業参加した。令和6年2月8日の長崎市内開催分は、県外発注企業が21企業、県内企業が54企業参加した。

③開催後には、県外企業及び県内企業の双方に対して、当日アンケート、開催1か月後頃に後日アンケート1回目、開催6か月後頃に後日アンケート2回目を実施する方法により、参加の意義、今後の要望のほか、取引成立の有無や今後の商談の見込み等を尋ね、開催による効果を検証している。

④参加費は県内企業から一律5,000円を徴収している。

⑤県外発注企業については、担当者1名分の交通費及び宿泊費並びに担当者全員分の懇親会費を本法人が負担している。交通費は、令和5年7月20日の佐世保市内開催分については発注企業側の旅費規程に基づく金額を支給したが、同年11月1日、本法人が新たに旅費規程を設けたことにより、令和6年2月8日の長崎市内開催分以降、当該旅費規程に基づき距離に応じた一律の金額を支給することとなった。宿泊費は一律の金額を支給している。

⑥会場については、広さ及び懇親会開催可能であること等の条件により候補先を抽出し、複数業者から見積もりをとった上で最も廉価な会場を選定することとしている。令和5年度は、佐世保市内開催に当たっては条件に合致する会場が2件しかなかったため、2会場から見積もりを取得して廉価であった方の会場を選定し、長崎市内開催に当たっては、条件に合致する会場が3会場あったものの、うち1会場は最も高級なホテルであることが事前に判明していたため、残りの2会場から見積もりを取得して廉価であった方の会場を選定した。

ア 問題点4【会場選定時の見積もり比較が不十分】

令和5年度の2開催分の会場費については、いずれも2つの候補先から見積もりを徴求し、廉価な方を会場として選定しているが、いずれも見積額に2倍近い開きがあり、比較対象として不十分ではないかと考えられた。現在は、条件に合致する会場が長崎市内及び佐世保市内ともに2、3会場ずつ程度しかないため、他に見積もりを取得することができなかつたこと自体はやむを得ないと考えられるが、新たな施設が開業すれば同所を候補に加えたり、会場の仕様を可能な限りで見直したりするなどして、今後も引き続き、経済的合理性の高い会場の選定に努力する運営姿勢を続けることが重要である。

【意見】

経済的合理性を有する会場の選定を行うべく、今後も引き継ぎできる限りの検討を継続すべきである。

イ 問題点5【開催費用に鑑みた参加費の検討が不十分】

県内企業の参加費は5,000円とされているが、50企業程度の参加では25万円程度の収入しか見込めず、開催費用のわずかな部分にしか充てることができない。

受益者負担の考え方に基づけば、参加することにより受注の機会を得る県内企業が開催に要する費用を負担するのが相当である。負担の割合としては、各企業における受注の機会の確保という私益的なものであり、かつ、参加するかどうかに必需性はなく企業の選択によること等に鑑みれば、開催に要する費用のうちの相当部分は負担してもらうのが妥当である。また、現在の5,000円の負担は、参加企業にとって参加を躊躇するような負担であるとは言いがたく、本事業の効果に鑑みれば、これを増額したとして

もなお参加を希望する企業は多くあり、参加の障壁になるとは考え難い。

他方、九州各県で行われる商談会としては、各県単独で開催する商談会のほか九州各县が一部又は全部で合同開催する商談会など多数あるところ、いずれも参加する受注企業から参加費を徴収しているものではなく、参加費を徴収しているのは本法人のビジネスマッチングフェアだけであるとのことであった。九州各県合同での商談会である「製造技術マッチングフェア」や「九州自動車部品等現調化促進商談会」には本県からも多数の企業が参加しているため、県内企業の中にも商談会の参加費は無料であるとの認識が一定存在している。そのような状況下において、本法人のビジネスマッチングフェアはあえて有料で実施していること、面談組合せの関係上、県内企業の参加数は県外企業の少なくとも2倍程度を確保しなければならないこと等からすれば、県内企業に参加しやすい環境を維持するためには、現時点で増額するのは難しいと考えられる。

とはいっても、昨今の物価高や人件費の高騰により、今後、開催費用も増大していく可能性も考えられるところであり、上記のとおり受益者負担の考え方に基づき参加者に相応の負担を求めることが自体に不合理な点はないと考えられるため、他県で開催される商談会の参加費の状況も見極めつつ、将来的に必要性・相当性が認められる状況に至った場合には、参加費の増額を検討すべきであると考える。

【意見】

ビジネスマッチングフェアの県内企業の参加費については、開催費用の金額や他県の状況を注視しつつ将来的に一定の増額を検討していくことが望ましい。

ウ 問題点6 【アンケートの回収率が低い】

令和5年度の2回のイベントに際して実施されたアンケートの回収状況は次のとおりであった。

7月20日 佐世保開催

発注企業：当日18、後日1回目14、後日2回目9

県内企業：当日47、後日1回目35、後日2回目28

2月8日 長崎開催

発注企業：当日19、後日1回目15、後日2回目11

県内企業：当日42、後日1回目30、後日2回目31

これらのアンケートは、ビジネスマッチングフェアへの参加を機に新たに開始されるに至った取引の件数や金額など、ビジネスマッチングフェアを開催したことの効果を検証する上で極めて重要な情報を得るために資料であり、参加全企業からもれなく回収することが必要といえる。参加企業にとっても、アンケートへの回答に要する負担は大きいものではないため、回答を必須とすることに特段の支障はないと考えられるし、参加企業は、発注企業・県内企業とも、自社の利益のための営業の機会としてビジネスマッチングフェアを利用しているのであるから、今後の本事業の継続・発展のため

にも、アンケートには回答してもらう必要がある。

【意見】

ビジネスマッチングフェアに参加した企業への事業アンケートについては、特段の事情がない限り、参加した全企業からもれなく回答してもらうなどして、回収率を向上することが望ましい。

エ 評価すべき点【旅費規程を設けた上で旅費の支給】

本法人は、県外発注企業の担当者の旅費について、佐世保市開催分までは、発注企業側で作成している旅費規程に基づき支給してきたが、発注企業側で作成している旅費規程が経済的合理性を有するものでない可能性や、高い等級の乗車料金が請求される可能性等も危惧されるため、本法人側で作成する規程に基づいて支給するのが望ましい。

この点において、本法人が令和5年11月1日に新たに旅費規程を設け、長崎開催分以降は本法人の旅費規程に基づいて支給したことは、本事業を行っていく上で評価すべき点であり、今後も継続すべきである。

【評価】

令和5年11月1日に新たに旅費規程を設け、長崎開催分以降は本法人の旅費規程に基づいて支給されていることは、本事業を行っていく上で評価すべき点であり、今後も継続すべきである。

(4) 長崎県新エネルギー産業等プロジェクト促進事業

県内企業の洋上風力発電関連産業分野での受注獲得に向けて、発電事業者・大手メーカーへの営業活動や取引マッチングを支援する（洋上風力発電関連支援事業）。

県内企業の新エネルギー・環境関連産業分野への進出を促進するため、脱炭素関連技術（水素関連、エネルギー・マネジメントシステム関連等）についての研究会の開催や県外企業との技術連携の推進など、地場企業を支援する（脱炭素ビジネス支援事業）。

ア 評価すべき点【労働時間の客観的な把握に対応している】

本事業に従事する職員（洋上風力発電関連支援事業につき1名、脱炭素ビジネス支援事業につき1名）の給与が1年を通じて定額で、時間外労働に対する割増賃金の支払がなかった。これは、同職員らの時間外労働がなかったためとのことであるから、それ自体は問題とはならない。

ところで、本法人においては、令和5年度までは、洋上風力発電関連支援事業の職員については、同職員に時間外労働が発生していないことを同室勤務の所属長が確認し、出勤簿等によっても確認していることであり、脱炭素ビジネス支援事業の職員については、日々の出勤簿への押印と有給休暇取得簿の併用により労働時間を労使で共

有しているとのことであった。

しかし、労働安全衛生法第66条の8の3・労働安全衛生規則第52条の7の3第1項により、事業者は、タイムカードによる記録、パーソナルコンピュータ等の電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法により、労働者の労働時間の状況を把握しなければならないとされている。出勤簿等による労働時間の自己申告制は、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインにより、自己申告制により行わざるを得ない場合に一定の限定的な要件の下で許容される場合もあると解されているが、現在の社会情勢下において、本法人が自己申告制により行わざるを得ない状況にあるとは考えられないので、ここでいう客観的な方法その他の適切な方法には該当しないと考えられる。

また、同室勤務の所属長が確認する方法は、上記ガイドラインに言うところの、使用者が自ら現認することにより確認し適正に記録する方法に該当し、労働安全衛生法上の客観的な方法その他の適切な方法に該当する余地があると考えられるが、同職員らは、事業に関する業務の遂行のため、関係各所へ出張するなど、事業所外での勤務をする事もあったのであるから、常に所属長が労働時間を確認することができるわけではなく、全ての労働時間について客観的な方法その他の適切な方法により把握することができていたとまで認めるのは困難といえ、職員の労働時間の把握方法としては不十分といえる。

この点、本法人では、労働時間を客観的に把握するための勤怠管理システムの導入を計画し、令和5年度中に候補となるシステムを試験的に導入、その後、システムの選定、試験導入後の動作確認、就業規則の改定等の調整を行った上で、令和6年9月から全役職員の労働時間の記録、休暇、時間外勤務の状況を勤怠管理システムで管理している。したがって、現在は全役職員の労働時間の客観的な把握が可能になっているため、上記の問題は既に解消していると考えられ、このような取組は評価すべきであると考える。

【評価】

職員の労働時間の客観的な方法による把握が法令上の義務となった平成31年4月1日時点で客観的な方法による把握に不十分な点があったことは問題であったと考えられ、今後は、労働法制の改正等があった場合には、適時にこれに対応していくことが望ましい。ただし、従前からの課題であった労働時間の客観的な方法による把握につき、令和5年度中から検討を開始し、令和6年度中に勤怠管理システムを導入して客観的な方法により労働時間を把握することができるようになったことについては評価すべきである。

イ 問題点7 【事業費確定後に実施した事業の存在】

脱炭素ビジネス支援事業に関して、財源となる国費との関係で例年3月上旬には事

業費を確定させる必要があり、令和5年度は令和6年3月7日に事業費の見込額を確定させている。本法人としては、その後極力費用が発生しないように務めているとのことで、その後の同月15日及び同月21日にも同事業に関する意見交換会を開催したものの、費用が発生することはなかったとのことであった。

しかし、講師料や会場費などは常に発生させずに済ませることができるとは限らないし、不測の追加の費用が発生してしまう可能性がないとも言い切れないで、事業費の確定後に事業を実施すること自体ができる限り回避することが望ましいと考える。

【意見】

事業費については事業実施後に確定するようすべきであり、事業費確定後に事業を実施することはできる限り回避できるよう、年間計画の立案とその進捗の管理に務めることが望ましい。

(5) ナガサキ地域未来投資促進ファンド助成事業

事業の概要は、次のとおりである。

- ①事業目的のために40億円の基金を組み、平成31年度から令和10年度までの10年間助成事業を実施する。
- ②支援重点分野は、成長ものづくり分野（造船・プラント、航空機）、環境エネルギー関連分野、第4次産業革命関連分野（半導体、ロボット、組込・I o T等）、食料品製造分野。
- ③助成対象となるのは、技術応用開発・事業化調査事業（基礎技術を応用した新技術・製品・試作品開発等のため、初期段階における研究開発に取り組むことや、自社開発製品等の事業や市場化を図るために必要な事業化調査、市場調査をするために必要な経費を助成する。助成期間1年、助成限度額300万円。）、商品化研究・開発支援事業（自社の新技術、新製品、試作品の研究開発や県内にはない技術導入のために必要な経費を助成する。助成期間2年、助成限度額500万円）、見本市出展支援事業（自社開発製品等の販路開拓のために、見本市等に出展を行う場合に係る経費を助成する。助成期間1年、助成限度額100万円）、認証取得支援事業（自社開発製品等の品質・生産性向上、販路拡大のために、国際規格等（ISO9001、AS9100等）の認証を取得する場合に係る経費を助成する。助成期間2年、助成限度額200万円）である。複数の助成事業を同時に申請することも可能である。
- ④成果目標は、事業終了後3年度目までに事業化する件数を60%以上とすることである。
- ⑤毎年度、年度開始前の2か月程度の応募期間を設けて企業からの申請を受け付ける。申請に当たっては、所有する優れた技術等を活かし、支援重点分野において、経営革新や創業を図るために5年間の事業計画書をあわせて作成、提出する必要がある。応募期間満了後、受け付けた申請が要件を満たしているかどうかを本法人内部で確認した後、本法人が設置する外部有識者等により構成される審査会による審査を受け、事業計画が

採択された場合、助成を受けることができる。なお、申請に当たっては、直近2事業年度の決算報告書の提出が必要であるが、創業後1年以内で決算期を迎えていない企業が申請をする場合に、決算報告書などの財務諸表がないときは、事務的な負担を極力かけないとの配慮もあり、決算報告書の提出に代えて交付申請書の資金計画欄に決算見込みを記載してもらうにとどめている。

⑥審査会では、技術応用開発・事業化調査事業及び商品化研究・開発支援事業については、申請者によるプレゼンテーションの審査が行われ、見本市出展支援事業及び認証取得支援事業については、書面審査により審査が行われる。助成事業ごとに新規性、市場性・成長性・必要性、実現可能性、事業継続性、地域活性化への波及効果につき点数による評価が行われ、点数が一定の基準点以上となった場合には、事業が採択される。審査委員会の組成に関しては、本法人が規則を設けており、同規則に基づき選任を行っている。同規則には、審査委員に利益相反があるときは当該審査委員を除いて審査を行うことが規定されている。

⑦助成事業については、助成事業実施期間中だけでなく、助成事業終了後においても、企業が毎年度事業の進捗状況を報告することが義務付けられており、本法人が目標達成に向けてフォローアップを行うとともに、進捗状況等の確認を行うこととされている。

ア 問題点8 【創業1年以内の企業の財務状況の把握が不十分】

上記のとおり、創業1年以内で決算期を迎えていない企業が、決算報告書などの財務諸表を有していないときは、申請に当たって提出が必要とされている直近2事業年度の決算報告書の提出がないまま申請を受理している。

しかし、いかに申請企業が事業計画書において崇高な事業計画を述べたとしても、それを実現することができるまで事業を継続することができなければ助成事業を事業化させることは困難であるから、助成事業の事業化に成功するまでの期間、事業活動を継続することができるだけの資金力があるかどうかは、極めて重要な点であると考えられる。このことを判断する上で重要なのが決算報告書等の財務諸表であるから、決算期を迎えていない企業に対しても、安易な代替を認めることは相当でないと考えられる。事業計画に決算見込みを記載することについても、結局のところ申請企業の見込みや自己申告にすぎず、客観的な裏付けを伴うものではないから、これを決算報告書の提出に代えるのは不相当である。

そもそも、企業は、適時に会計帳簿を作成しなければならないこととされているから（株式会社につき会社法第432条1項）、創業年度であったとしても、申請までの間に何らかの会計帳簿が作成されているはずであり、その提出を求めるのが相当と考えられる。逆に、そのような適時の会計帳簿の作成がされていないとすれば、そのこと自体、当該企業の財務能力に疑義を生じさせ得る事情であるといえるから、申請時までに作成されている会計帳簿の提出がないことをもって申請を受理しなかったとしても、

特段不合理とまではいえないと考えられる。

なお、事務負担の便宜も重要な観点ではあるが、事業目的との関係では、実現可能性の有無及びそれを判断するための財務能力に関する資料の提出の方が重要であると考えられるし、申請時までの会計帳簿の提出といつても（体裁を整えるなどといった）そのための特別な準備が必要になるわけではないから（あり得るとすれば、残高試算表の作成が必要になる程度）、申請企業の事務負担はそれほど大きなものではないと考えられる。

【意見】

創業後1年以内で決算期を迎えていない申請企業に対しても、募集要項に明記されている「必要に応じた追加資料」として、申請時までに作成されている会計帳簿（及び残高試算表）の提出を求めるなど客観的な財務状況の把握の方法を検討することが望ましい。

イ 問題点9【審査委員の利益相反規定が抽象的にとどまっている】

審査委員に利益相反がある場合に同委員を除いて審査を行う旨の規定はあるものの、利益相反の範囲についてそれ以上の具体化はない。したがって、審査委員自身が審査対象事業の研究を行っているなど、明らかな利益相反であればそれほど問題は生じないものの、例えば審査委員の所属している大学の別の教授の研究の場合であればどうか、自身の親族が経営する企業の場合であればどうかなど、利益相反に該当するかどうか一義的には明らかにならない事案が発生したときの対応にその都度苦慮することになる（特に、審査の公平性に疑義を生じさせ得る事情が事後的に判明すると対応の困難性が一層深刻化すると予想される）。

こういった問題をその都度職員や審査委員各自の判断に委ねてしまうことがないよう、利益相反の範囲については例示を設けるなどして、ある程度は具体化しておくのが望ましい。

【意見】

審査委員の利益相反規定については、利益相反の範囲について例示を設けるなどして、ある程度具体化する規定を設けておくのが望ましい。

ウ 問題点10【毎年度報告の提出の遅滞が顕著】

上記のとおり、助成を受けた企業は、毎年度、事業の状況を報告する義務がある。令和5年度は、令和6年5月31日を期限とし、電子メールによる方法で提出を促したもの、提出された全60件の報告のうち4分の1に当たる15件が期限を過ぎた後の提出であった。

事業状況の報告は、事業化目標を把握したり、事業化達成のためのフォローアップを行ったりする上で重要な提出資料であるから、確実な回収が必要不可欠である。

【意見】

事業状況の報告については、企業に対して、毎年度期限内に提出することを周知徹底すべきであり、遅滞が継続、頻発するなどの企業に対しては、以後の申請を認めないと報告義務の履行を徹底させるための対応を検討することが望ましい。

エ 問題点 11 【事業化目標の記載方法が分かりにくい】

上記のとおり、本事業では、事業終了後3年度目までに事業化する件数を60%以上とすることを成果目標としているが、例えば見本市出展支援事業の場合には、出展した見本市に際して商談が成立することを成果目標としており、必ずしも事業終了後3年度目までという期間設定になじむものばかりではなく、3年間という期間設定が実態とやや整合していない部分も存在した。

また、成果目標の達成のためには、企業にもこの目標を周知しておくことが必要であると考えられるところ、募集要項には、成果目標として、助成事業ごとの成果目標が記載されているが、商品化研究・開発支援事業についてだけ「助成を受けてから3年以内に、助成対象事業について事業化した件数の割合が60%以上となること。」との記載があり、他の3助成事業については、割合が60%以上となることが示されるのみで、目標を達成すべき時期や期間の設定が把握しづらい記載になっている。

【意見】

成果目標における期間設定を実態に即したものに見直すとともに、成果目標として一定期間内に目標を達成することが求められていることを事業者に対して周知徹底するため、現在の募集要項に期間の設定が明記されていない「技術応用・事業化調査事業」や「見本市出展支援事業」などについても、3年又はそれぞれの事業の特性に応じた期間を募集要項に分かりやすく記載することが望ましい。

オ 問題点 12 【採択の可能性の高い新規応募の獲得方法の検討が必要】

令和5年度は、29件の申請を受け付け、そのうち21件が新規の申請であった。29件の申請のうち、採択されたのは21件であり、そのうち13件が新規の申請であった。

以上のとおり、新規の申請が多数あったことは評価することができる一方で、採択されなかった8件もまた、いずれも新規の申請であったことから、新規の申請の質の確保や申請前の段階でのブラッシュアップも重要であると考えられる。

【意見】

本法人は、様々な事業で県内の多くの企業との関わりを有していることから、そのような関わりの中で発見した優れた技術等を有する企業に対して広く本事業を周知していくなどして、採択可能性のある質の高い新規の申請を確保する方法を検討することが望ましい。また、新規の申請、再度の申請のいずれについても、引き続き、申請前の段階でのブラッシュアップにより採択可能性を高める取組みを行うことが期待され

る。

(6) 新企業創出支援事業（サービス産業経営体質強化事業）

本事業では、県が認定した企業からの求めを受けて相談に応じるほか、希望のあった認定企業に対して、専門家を派遣し必要な助言等の支援や販路拡大のための企業マッチング等を行うハンズオン支援がある。

ア 問題点 13【専門家派遣結果報告書に支援を受けた時間数の記載がない】

認定企業は、専門家の派遣を受け、支援を受けた後、専門家の派遣を受けたこと及びその結果を本法人に対して書面（専門家派遣結果報告書）で報告する。また、支援を行った専門家も、書面により本法人に業務を実施したことの報告を行う。

本法人は、これらの報告に基づき派遣した専門家に対してその費用を支払うこととされている。専門家の費用は、支援を行った時間数に応じて決定されるところ、支援を行った時間数は、専門家から提出される報告書には記載されることになっているのに対し、支援を受けた認定企業から提出される専門家派遣結果報告書には記載の必要がないこととされている。

しかしながら、費用の支払を受ける専門家の申告した時間数のみをもって費用を算定すると、過大請求につながる可能性があるため適切であるとは言いがたいため、支援を受けた認定企業側からも、支援を受けた時間数の報告を受けるのが妥当である（あるいは、専門家が報告書を提出するに当たり、支援を行った時間数欄に認定企業の署名を求める方法も考えられる）。

【意見】

専門家が行った支援の時間数につき、専門家からの報告に加え、支援を受けた認定企業からも報告を受けて確認を行うのが望ましい。

イ 問題点 14【ハンズオン支援の実施報告の脱漏】

令和5年度のハンズオン支援は、一般社団法人長崎県中小企業診断士協会に委託して実施された。

委託期間の終了に際し、同協会からは、ハンズオン支援の実施日及び実施内容が網羅的に記載された完了報告書が提出されている。本法人は、同完了報告書の提出を受けて、同協会に対して委託金の支払を実施した。

同協会から提出された完了報告書を確認したところ、ハンズオン支援を行った企業のうち1社に対する2実施日分のページ漏れが存在した。監査人の指摘に基づき本法人において調査したところ、提出を受けた完了報告書を県に提出するため本法人が複製を作成した後、誤って同ページの原本と複製の双方とも県に送付してしまったことが判明した。

企業にとって重要な機密情報が含まれる可能性もあり得るものであるから、書類の取扱いには細心の注意が必要であり、原本送付のために複製を作成した場合には、複製は速やかに一件記録に綴って保管すべきである。

【指摘事項】

完了報告書を含め、書類や情報の取扱いについては細心の注意を払い、必要書類については、速やかに一件記録に綴って保管すべきである。

(7) ものづくり基盤技術発展支援事業

本事業では、産学連携スタート補助金の支給と、国等の競争的資金の獲得の支援を行っている。

ア 問題点 15 【補助金交付要綱における「支店等」の定義が不明確】

産学連携スタート補助金に関しては、「産学連携スタート補助金事業 補助金交付要綱」が策定されており、補助対象事業者に関して以下の定めを設けている。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
(ただし、法人かつ長崎県内に主たる事業所又は支店等を有する者であると認められる者に限る。)
- (2) 従業員数100名未満
- (3) 県税を滞納していない者
- (4) 長崎県暴力団排除条例第2条第1項各号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当しない者

以上のうち、「長崎県内に主たる事業所又は支店等」との部分については、「支店等」を定義する規定が設けられていない。

イメージとしてある程度の共通認識を得ることはできるとは思われるが（本法人によれば、「支店や事務所など、本県内で何らかの機能を果たす拠点」と幅広に定義しているとのことであった。）、補助対象となるかどうかを区別する定義規定であるから、その範囲を一義的に確定させることのできない文言を用いるのは相当でないと考えられる。

【意見】

補助金交付要綱に用いる定義規定である「支店等」については、一義的な解釈が可能となる文言を用いるか、少なくともそこに含まれるものを見示し列挙するなどの修正を検討することが望ましい。

イ 問題点 16【審査委員の利益相反規定が抽象的にとどまっている】

審査委員に利益相反がある場合に同委員を除いて審査を行う旨の規定はあるものの、利益相反の範囲についてそれ以上の具体化はない。したがって、審査委員自身が審査対象事業の研究を行っているなど、明らかな利益相反であればそれほど問題は生じないものの、例えば審査委員の所属している大学の別の教授の研究の場合であればどうか、自身の親族が経営する企業の場合であればどうかなど、利益相反に該当するかどうか一義的には明らかにならない事案が発生したときの対応にその都度苦慮することになる（特に、審査の公平性に疑義を生じさせ得る事情が事後的に判明すると対応の困難性が一層深刻化すると予想される。）。

こういった問題をその都度職員や審査委員各自の判断に委ねてしまうことがないよう、利益相反の範囲については例示を設けるなどして、ある程度は具体化しておくのが望ましいと考えられる。

【意見】

審査委員の利益相反規定については、利益相反の範囲について例示を設けるなどして、ある程度具体化する規定を設けておくのが望ましい。

(8) 海洋技術振興事業

同事業については、令和3年度をもって新規の受付を終了しており、令和5年度は、令和3年度までに県内企業に委託した海洋技術の開発・調査研究に関する产学研共同研究について、事業化に向けたフォローアップを実施している。製品化を達成した研究開発案件の中には、毎年売上が順調にあがっているテーマやJICA事業に採択されたもの等がある。

ア 問題点 17【フォロー調査が不十分な企業がある】

委託先企業のうち1社については、令和5年度に実施したフォローアップが全くなされていなかった。

この点、事業化に向けたフォローアップについては、企業に事業化への意識付けをするためにも継続的に行っていくことが望ましいと考えられる。

【意見】

委託先企業に対するフォローアップについては、年度中に少なくとも1回は行うことが望ましい（もっとも、年度に各社1回行えば足りるという趣旨ではなく、必要に応じて複数回実施することも検討すべきである）。

イ 評価すべき点【労働時間の客観的な把握に対応している】

本事業に従事する職員の給与が1年を通じて定額で、時間外労働に対する割増賃金の支払がなかった。これは、同職員の時間外労働がなかったためとのことであるから、

それ自体は問題とはならない。

ところで、本法人は、令和5年度までは、日々の出勤簿への押印と有給休暇取得簿の併用により労働時間を労使で共有しているとのことであった。

しかし、前述のとおり、労働安全衛生法第66条の8の3・労働安全衛生規則第52条の7の3第1項により、事業者は、タイムカードによる記録、パーソナルコンピュータ等の電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法により、労働者の労働時間の状況を把握しなければならないとされている。出勤簿等による労働時間の自己申告制は、労働時間の適正な把握のために使用者が講すべき措置に関するガイドラインにより、自己申告制により行わざるを得ない場合に一定の限定的な要件の下で許容される場合もあると解されているが、現在の社会情勢下において、本法人が自己申告制により行わざるを得ない状況にあるとは考えられないので、ここでいう客観的な方法その他の適切な方法には該当しないと考えられる。

この点、本法人では、労働時間を客観的に把握するための勤怠管理システムの導入を計画し、令和5年度中に候補となるシステムを試験的に導入、その後、システムの選定、試験導入後の動作確認、就業規則の改定等の調整を行った上で、令和6年9月から全役職員の労働時間の記録、休暇、時間外勤務の状況を勤怠管理システムで管理している。したがって、現在は全役職員の労働時間の客観的な把握が可能になっているため、上記の問題は既に解消していると考えられ、このような取組は評価すべきであると考える。

【評価】

職員の労働時間の客観的な方法による把握が法令上の義務となった平成31年4月1日時点で客観的な方法による把握に不十分な点があったことは問題であったと考えられ、今後は、労働法制の改正等があった場合には、適時にこれに対応していくことが望ましい。ただし、従前からの課題であった労働時間の客観的な方法による把握につき、令和5年度中から検討を開始し、令和6年度中に勤怠管理システムを導入して客観的な方法により労働時間を把握することができるようになったことについては評価すべきである。

(9) 理事会・評議員会について

本法人では、理事会及び評議員会がいずれも年2回開催されている。令和5年度は、15名の理事及び2名の監事が就任しており、評議員は11名（ただし、第2回評議員会開催時10名）がいる。

ア 問題点18【年度内に開催された理事会を2回続けて欠席した理事の存在】

本法人が令和5年度開催した2回の理事会をいずれも欠席したのは、自治体の副市長、副町長の2名である。非常勤の理事である両名にとって、理事としての最も重要な

職責は理事会への出席であり、理事会に出席せずして理事間の監視義務を果たすことには困難であると考えられる。

理事はいずれも他に業務・公務を有しているから、必ずしも常に理事会に出席することができるわけではないと考えられるが、2年間の任期のうちに開催されるわずか4回の理事会のうち半数に当たる2回の欠席があるようでは、理事としての職責を果たしているとはいえない。いずれの理事も、役職柄公務が多忙であるとは推察されるが、多忙であることは理事としての職責を果たせない正当な理由とは言いがたいし、評議員会には、自治体の市長である評議員が出席している例もあることに鑑みても、欠席を正当化する余地は乏しいといえる。

なお、本法人は、役員が第三者等から損害賠償請求を受けた場合に備えるために保険契約を締結しており、同保険契約は理事会に出席しない理事にも適用されることになるところ、その保険料が公費から支出されることに鑑みても、理事の欠席が続くようであれば、県民の理解を得ることは難しいと考えられ、この点からも欠席への対応は必至である。

【指摘事項】

令和5年度の2回の理事会をいずれも欠席した理事については、理事からの辞任を促すか、あるいは今後の選任を控えるなどの対応を検討すべきである。

イ 問題点 19 【資産運用規程に基づく報告の議事録への不記載】

本法人は、「公益財団法人長崎県産業振興財団基金等の資産運用規程」を制定し、本法人の基金等の資産の運用の方法等を定めている。

規程の概略は次のとおりである。

(運用の基本方針)

第2条 財団の基金等の資産は、元本返還の確実性が高い運用を第一義とし、かつ可能な限り高い運用益が得られる方法で運用を行う。

(運用の責任者)

第3条 ①資産運用の責任者は理事長が指名し、財団に常勤するものとする。
②財団内に運用責任者を長とする「資産運用検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を設置し、運用について隨時協議するものとする。
③委員会のメンバーは運用責任者が任命するものとする。

(運用の手続き)

第6条 ①資産運用にあたっては、あらかじめ第3条に定める「検討委員会」の決定を経て運用するものとする。
②「検討委員会」の協議内容については議事録を整備する。
③「検討委員会」は年2回以上理事会、評議員会に運用の成果・実態を報告するものとする。

以上によれば、本法人内に設置される資産運用検討委員会は、年2回開催される理事会及び評議員会においてそれぞれ資産運用の成果・実態を報告しなければならないと解される。

この点、本法人によれば、3月の理事会及び評議員会において翌年度の運用見込みを、6月の理事会・評議員会において前年度の運用の状況や実態、成果を資料に基づき説明しているとのことであった。たしかに、理事会・評議員会において運用見込み、運用状況・実態・成果等に関する資料が提供されていることがうかがわれるものの、理事会議事録及び評議員会議事録を見る限り、理事会・評議員会において同資料に基づいた説明がされていることをうかがわせる記述がないため、理事会・評議員会において間違いないく報告されているかどうか事後的に確認することができない。

【指摘事項】

資産運用検討委員会が理事会・評議員会において運用の成果・実態を報告したこと及びその報告の内容については、各議事録に記載すべきである。

第4 公益財団法人諫早湾地域振興基金

1 法人の概要等

(1) 設立年月日

昭和 58 年 11 月 16 日

(2) 所在地

長崎県諫早市貝津町 3118 番 5 号

(3) 目的

公益財団法人諫早湾地域振興基金は、国営諫早湾干拓事業の推進に伴う諸課題に対応するため、諫早湾地域における水産振興や地域振興に関する事業を行い、地域経済社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(4) 沿革

昭和 58 年 11 月 16 日 財団法人諫早湾地域振興基金の設立

昭和 58 年度～平成 3 年度 諫早湾内漁業者の転業対策等の実施

平成 3 年度 事業内容の見直し検討

平成 4 年度～平成 8 年度 (諫早湾干拓事業による堤防締切り前)

第 1 期地域振興事業の実施

平成 8 年度 事業内容の見直し検討

平成 9 年度～平成 19 年度 (諫早湾干拓事業の完成まで)

第2期地域振興事業の実施

平成19年12月21日 第2次県出資団体見直し方針

平成19年度（諫早湾干拓事業の完成） 事業内容の見直し検討

平成20年度～（諫早湾干拓事業の完成後）

第3期地域振興事業の実施

平成26年4月1日 公益財団法人諫早湾地域振興基金に移行

平成26年5月 諫早湾地域振興基金あり方検討委員会（第1期）設置

平成28年度 財政援助団体等監査（意見あり）

平成29年3月 諫早湾地域振興基金の今後のあり方に関する方針（第1期）

令和元年 財政援助団体等監査（意見あり）

令和2年6月 諫早湾地域振興基金あり方検討委員会（第2期）設置

令和4年3月 諫早湾地域振興基金の今後のあり方に関する方針（第2期）

（5）事業内容

上記目的を達成するために、以下の事業を行う。

- ① 増養殖、漁場改良、漁業施設整備、水質保全等、諫早湾の水産振興の取組みへの助成
- ② 諫早湾の水産振興に寄与する調査研究
- ③ 潮受堤防、自然干陸地等、諫早湾干拓事業によって生まれた地域資源の利活用、情報発信、環境美化などによる魅力づくり等への助成
- ④ 諫早湾地域における水産振興と地域振興のための情報発信、情報収集及び関係機関・団体との連携・調整等
- ⑤ 諫早湾の水産振興を図るために必要な漁業協同組合及び漁業者の経営基盤安定等のための支援事業
- ⑥ その他本法人の目的を達成するために必要な事業

（6）所管課

農林部 諫早湾干拓課

（7）資本金・基本金等の額（令和6年3月31日現在）

1,685,500,000円（内、県出資額1,601,225,000円（95.0%）、諫早市59,603,000円（3.54%）、雲仙市24,672,000円（1.46%））

（8）理事・監事等（令和6年3月31日現在）

理事会 7名（理事長1名、副理事長1名、専務理事1名、理事4名）

監事 2名

評議員 9名

(9) 実施事業の概要

ア 魅力ある諫早湾水産業創出支援事業

(ア) 事業の趣旨

諫早湾地域は、国営諫早湾干拓事業の完成（平成19年度）により、あらたに生まれ変わった環境のもと、防災や農業振興だけでなく、水産資源の確保と、水産業の再生による地域経済社会の健全な発展を課題としている。

本法人は、平成3年頃までは諫早湾内漁業者の生活再建のための転業対策を中心に諫早湾地域の振興施策を行ってきたが、工事の進捗に伴って事業を再編し、現在は諫早湾地域における水産振興に関する事業を柱のひとつとしている。

そのため、本法人は、諫早湾における水産振興のため、この地域の海域特性に合った貝類（カキ、アサリなど）等の増養殖、漁場改良、漁業施設整備等の事業に対して助成を行うとともに、増養殖技術向上等のための調査研究を実施するなど、諫早湾における水産振興に関する事業を行っている。

(イ) 助成事業

【助成内容】

諫早湾における水産振興のため、この地域の海域特性に応じた貝類等増養殖、漁場改良、漁業施設整備等の事業に対して必要な資金の一部を助成。

助成の程度は、対象事業費の15%、20%、25%の定率助成と上限700,000円の定額助成。

なお、関係する地方自治体と連携・協調して助成を行うべきと判断される事業については定率助成とし、地方自治体の補助は受けられないが、諫早湾の水産業振興に有用と判断される事業については定額助成とする。

令和5年度は、下記の助成を行っており、助成件数16件、助成額合計24,277,890円であった。

記

① 種苗購入・放流等への助成

諫早湾の主要生産物であるアサリ、カキの増殖のため、種苗の購入、放流等に対し、県の「諫早湾水産振興特別対策事業」（負担割合：県60%、市15%、本法人20%、漁協5%）を活用し、対象事業費の20%以内で助成金を交付（助成件数3件、対象事業費64,762,180円、助成額合計12,952,436円）

② 漁場改良整備等への助成

諫早湾内漁業の基盤となるアサリ漁場の覆砂や防御網設置作業などの事業に対し、県の「諫早湾水産振興特別対策事業」（負担割合は前記のとおり）を活用し、対象事業費の20%以内で助成金を交付（助成件数3件、対象事業費16,393,270円、助成額合計3,278,654円）

③ カキの生産量拡大及び水産物の販売力強化への助成

カキの生産量拡大のための取組みに対し、県の「ながさき型マーケット・イン養殖産地育成事業」（県 50%、市 20%、基金 25%、漁協 5%）を活用し、対象事業費の 25%以内で助成金を交付（助成件数 1 件（※1）、対象事業費 19,346,750 円、助成額 4,836,000 円）

※1 助成対象者名：諫早湾漁協、事業内容：カキ養殖筏 1 基設置

④ タイラギ生育観察調査への助成

諫早湾漁協が湾内全域で実施するタイラギの生育状況の観察調査事業に対し、県の「諫早湾水産振興特別対策事業」（負担割合は前記のとおり）を活用し、対策事業費の 20%以内で助成金を交付（助成件数 2 件、対象事業費 1,084,000 円、助成額合計 216,800 円）

⑤ 漁協運営にかかる経費の負担軽減による漁業生産活性化への助成

燃油価格等が高騰する中、ランニングコストの低減及び漁獲物付加価値向上を図る取組み（※2）に対し、県の「漁協経費負担軽減対策事業」を活用し、対象事業費の 15%以内で助成金を交付（助成件数 5 件、対象事業費 13,432,000 円、助成額 2,013,000）

※2 令和5年度は、バッテリー式フォークリフトやエアコン、冷蔵庫の入替え等

⑥ 漁業協同組合が主体的に行う増養殖・加工開発等の取組みへの助成

諫早湾漁協が主体となって取り組む増養殖や加工開発等に対し、対象事業費の 50%以内で助成金を交付（助成件数 1 件（※3）、対象事業費 564,530 円、助成額 281,000 円）

※3 助成対象者名：諫早湾漁協、事業内容：芝海老を使ったレトルトカレー製品開発試験

⑦ 漁業協同組合への定額助成

諫早湾漁協からの要望の中で、県・市の補助は受けられないが諫早湾の水産振興のために有用と判断される事業や経費について、70 万円を上限として助成金を交付（助成件数 1 件（※4）、対象事業費 700,000 円、助成額 700,000 円）

※4 助成対象者名：諫早湾漁協、事業内容：船台車補修工事（溶接工事及び亜鉛メッキ加工）

【選考方法】

毎年度、諫早湾内で漁業ができる者に周知して対象事業を公募し、申請案件の中から、「水産振興助成事業採択委員会」の意見を聴いた上で本法人の専務理事が助成対象事業を決定。

上記委員会の構成は、4 名～7 名とし、任期 2 年

【成果の公表】

事業実施者から提出される実績報告書に基づき、その概要を当財団の業務報告書及びホームページに掲載。

(ウ) 調査研究事業

【事業内容】

諫早湾における水産振興のため、増養殖技術向上等にかかる調査・試験・研究を当法人の水産専門職員が行う。なお、現場作業の人手が不足する場合や設備が不足する場合等に、漁協青年部や漁協等に対し、マンパワーの確保や設備の借用等に必要な経費を支払う。

令和5年度は、以下の調査研究に取り組んだ（経費合計 4,406,820 円）

- ① アサリ増養殖技術の開発試験
- ② 天然稚貝を用いたマガキの振り子式バスケット養殖試験

【検討組織】

毎年の調査・試験・研究項目の協議、調査・試験・研究の連携。調査研究事業で得られる技術情報の共有化のため、県・諫早市・雲仙市の水産部門職員、漁業者、当財団の役職員からなる「水産振興調査研究事業検討委員会」を設置。

調査・試験・研究項目については、上記委員会において、本法人の水産専門職員が調査研究事業の結果等を報告した上で、これまでの結果やその年の状況をふまえ当年度の調査・試験・研究項目の案を示し、これをたたき台として協議し決定（必要な場合は、当法人の専務理事が水産専門職員と最終調整し決定）。

【調査研究項目】

以下の項目の中から、毎年度、重要性、緊急性等とそれぞれの必要経費を考慮し決定。

あらたな貝類の垂下養殖調査・試験・研究（ホタテガイ等）

タイラギの増養殖にかかる調査・試験・研究（着底促進・食害防護等）

アサリの増養殖にかかる調査・試験・研究（生息基盤改良等）

カキの増養殖にかかる調査・試験・研究（地元カキの天然採苗等）

その他、漁場環境の変化に即した諫早湾における水産資源の確保のために必要な調査・試験・研究

【成果の公表と技術情報の共有化】

概要を当財団の業務報告書及びホームページに掲載。

長崎県の総合水産試験場、水産業普及指導センター等との事業で得られた技術情報を共有化。

イ ひとが行き交う諫早湾づくり促進事業

【事業内容】

諫早湾干拓事業で創出された自然干陸地や調整池等を、あらたな地域活性化の資源

として捉え、地域住民・団体が自ら企画した環境美化活動などによる魅力づくり、諫早湾地域の魅力を伝える情報発信等の取組みを公募して対象事業を決定し、助成金を交付。

令和5年度は、下記の助成を行っており、助成件数3件、助成額合計2,400,000円であった。

記

- ① 助成対象者名：本明川をきれいにしゅう会

助成内容：自然干陸地除草管理及びコスモスの植栽管理、小学生の種まき体験学習会の開催

（対象事業費：1,060,000円、助成額：800,000円）

- ② 助成対象者名：黒崎干陸地を守る会

助成内容：自然干陸地除草管理、コスモス・クリムゾン・紅クローバー植栽管理、芝生・つつじの管理

（対象事業費：1,038,446円、助成額：800,000円）

- ③ 助成対象者名：特定非営利活動法人拓生会

助成内容：自然干陸地除草管理、コスモスの植栽管理、散策道の整備、バリアフリートイレの設置等

（対象事業費：3,817,777円、助成額：800,000円）

ウ 水産業経営安定対策事業

【事業内容】

漁家の経営基盤の安定のため、漁業後継者等の船舶免許の取得などの技能習得の取組みについて、助成金を交付する。

令和5年度は、二級小型船舶免許取得のための助成件数2件、助成額合計172,000円であった。

(10) 県からの財政的援助等

ア 補助金 なし

イ 委託 なし

ウ 負担金、貸付金その他の財政的援助 なし

2 監査の結果

(1) 第2次県出資団体の見直し方針について

本法人は、第2次県出資団体の見直し方針（平成19年12月21日総務文書課）（以下、

「第2次見直し方針」という。)における以下の項目について、県の関与の見直しが必要な団体として取り上げられている。

【組織的な視点からの見直し(ヒト)】

- ・ 団体の監事又は監査役就任の取りやめを検討する団体

【財政的な視点からの見直し(カネ)】

- ・ 資金運用規程や資金計画の作成について検討する団体
- ・ 必要な事業費確保のため、財産の取り崩し基準策定を検討する団体

(2) 組織的な視点からの見直しについて

前記のとおり、本法人は、第2次見直し方針において、組織的な視点からの見直し(ヒト)のうち、「団体の監事又は監査役就任の取りやめを検討する団体」とされている。以下、組織的な視点からの見直しが適正になされているかを検討する。

ア 問題点1 【一定の役職にある者が事実上の充て職で理事に選任されている】

充て職での団体の長や役員への就任は、本来の業務との兼務であるため、本来業務が多忙である場合などに鑑みると、団体経営の実質的役割を果たせるのか疑問がある。

本法人の理事は、定款により5名以上10名以内と定められており、理事長は、本法人の業務を執行し、理事長及び専務理事は、毎事業年度に2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならないとされている。

令和5年の理事は、合計7名であり、理事の選任手続は適法になされているものの、そのうち3名が県知事、市長からの事実上の充て職、その他3名は有識者(町の元漁協長、市の自治会長連合会会長、漁業協同組合連合会の役員)となっている。県知事や市長は、本来業務である公務が多忙であることが明らかで、本法人の実質的な職務執行を行うことは困難といえ、実際に、本法人の専務理事が、ほとんど全ての業務を執行している。

この点について、本法人によれば、県や市の施策と齟齬がないようにするために、県知事や市長を理事に選任する必要があるとのことである。また、これまで、県が、諫早湾干拓事業を県の重要施策の1つとし、県知事自ら理事長になることで、漁業者の理解を得てきた経緯があるとのことであった。さらに、県、諫早市及び雲仙市の理事等に対しては無報酬としており、基金が基本財産を既に取り崩しながら事業を実施している状態であることから、県市以外の理事に対して十分な報酬を出すことは困難であるとのことである。

しかしながら、第2次見直し方針の基本姿勢である団体の自立化促進の観点から、「事業で共同連携すること」と「経営に関与すること」を区分した上で、団体役員は独立した事業体として、自らの責任で事業を遂行すべきであり、そのためには、その職務権限や責任にふさわしい人材を登用すべきである。また、県は、出捐団体であるのみな

らず、基金の設立許可権限や指導監督権限を有している立場であり、出資団体の指導監督者が団体の経営責任者と重複することはそれぞれの責任を明確化するうえから好ましくない。

さらに、漁業者の理解を得るために県知事を理事長とすることに、一定の必要性があることは認められるとしても、実際の業務執行に携わることには限界があるため、県知事や市長を理事として選任することが必要不可欠とまではいえない。加えて、県知事や市長が無報酬であるとしても、知事や市長が、本来業務を行うべき時間を割いて団体の運営に関わっている以上、団体に対して年間コストに換算すると相当な費用を投じているに等しい。

【意見】

一定の地位にある者が本法人の理事に当然に選任されるような事実上の充て職による理事選任について、本法人の設立目的、事業の対象が諫早湾干拓事業により影響を受ける漁業者に限定されているという事業の特殊性を踏まえれば理解できるところではあるが、今後は、これを改めていくことが望ましい。

イ 問題点2 【市職員が監事に選任されている】

本法人は、第二次見直し方針において、団体の監事又は監査役就任の取り止めを検討する団体に挙げられている。

定款第23条第1項（2）にて、本法人監事は2名以内と定められているところ、監査役2名の役職は、少なくとも令和4年度から令和6年度までの3年間、諫早市会計管理者兼会計課長と雲仙市会計監査者であり、市の業務との兼務になっており、市職員が本来業務を行うべき時間を割いて団体の運営に関わることで、本法人に対して年間コストに換算すると多額の費用を要していることになる。本法人によれば、もともと県の会計監査者の充て職としていたが、第2次見直し方針を受けて、県ではなく、諫早市と雲仙市の会計担当としたとのことである。

しかしながら、本来業務との兼務により、職員が本来業務を行うべき時間を割いて本法人の運営に関わることにより、本法人に多額の費用を要することについては、県職員か、市職員かで差異はない。

【指摘事項】

市職員を本法人の監事に選任することは、今後は、これを改めていくことを検討すべきである。

ウ 問題点3 【団体の長が理事に選任されている場合に同団体から監事が選任されている】

監事は、定款第26条（4）にて、理事の不正行為や法令違反行為等を認めた場合には、理事会に報告する役目を担うとされているところ、自治体の職員が、同自治体の長

の不正行為等を理事会に報告できるのかどうかについては、大いに疑問が残るところであり、少なくとも県民の目からすれば、監事の職責を担うことを期待することは難しいところである。

【指摘事項】

監事については、理事の不正行為等を適正迅速に把握して理事会への報告を滞りなく全うできる者を選任すべきであり、団体の長が理事に選任されている場合には、同団体の職員等を監事に選任することは、特段の事情がある場合を除き控えるべきである。

エ 問題点4 【評議員に適切な権限行使が期待できない】

本法人の評議員合計9名のうち4名は、県の職員2名、副市長2名である。

本法人の定款第16条によれば、評議員会は、評議員、理事及び監事の選任又は解任の決議をする権限を有するところ、評議員である県職員、副市長が、理事である県知事や市長の選任しない、あるいは解任する権限を行使することはいずれも困難というべきである。

【指摘事項】

評議員については、理事及び監事の選任ないし解任について利害関係を有していない第三者の選任を増やしていく方向で検討すべきである。

(3) 財政的な視点からの見直しについて

ア 第2次見直し方針について

第2次見直し方針は、県としての基本姿勢を示したものであり、各団体は自ら見直しの必要性を認識し、主体的に取り組むことが求められている。

本法人は、平成19年の第2次見直し方針において、「資金運用規程や資金計画の作成について検討する団体」及び「必要な事業費確保のため財産の取り崩し基準策定を検討する団体」として取り上げられている。

これについて、本法人は、「資産運用基本方針及び運用管理規程」（平成14年4月1日施行、平成29年4月1日一部改正）、「資産運用管理基準『投資有価証券』」（平成20年6月1日施行、令和2年4月1日一部改正）、「基本財産の一部処分に関する規程」（平成29年3月21日施行）を定めており、これらの方針や基準に基づいて、資金を運用しているとのことである。

しかしながら、「基本財産の一部処分に関する規定」は、その約10年前の平成19年の第2次見直し方針においても、同様の指摘を受けているのであるから、本来であれば、第2次見直し方針を受けて、速やかに制定すべき規定であったといえる。

イ 監査における意見及び意見に対する対応について

(ア) 平成28年度の監査における意見について

本法人の財源は、投資による受取利息収入のみであるところ、本法人の経営状況について、平成28年度の監査にて以下の意見が出されている。

「当年度の正味財産増減計算書では、当期経営増減額は48,084千円の赤字であり、当期一般正味財産増減額も同額の赤字となっており、前年度に比べ20,415千円赤字が拡大している。赤字が拡大した主な要因は、当法人の主要財源である基本財産受取利息が大幅に減少したことによるものである。事業の実施に当たっては、基本財産の運用益だけでは賄えないことから、特定資産を取り崩しながら行っているが、このままの事業規模で推移すると、平成29年度には特定資産の枯渇が想定される。早急に今後の経営方針等を決定し、事業内容、財源等について検討すべきである。」

当該意見に対して、本法人は、以下のとおり回答している。

「平成26年度に設置した諫早湾地域振興基金あり方検討委員会から、平成28年12月26日に提言の提出がありました。当基金としては、この提言を踏まえ、当面5ヶ年間（平成29～33年度）を対象期間として、カキ・アサリの生産にかかる助成事業、水産振興調査研究事業など、維持促進が必要な中核的事業や基金運営費等については、基本財産の一部処分によって得た財産を充当できることなどを内容とした『諫早湾地域振興基金の今後のあり方に関する方針』を既に3月17日に策定しました。」

（イ）令和元年度の監査における意見について

本法人は、令和元年度の監査においても、経営状況について、以下の意見が出されている。

「当年度の正味財産増減計算書では、経常収益が14,969千円、経常費用が63,591千円で、当年度経常増減額は48,622千円の赤字であるが、基本財産の一部（49,500千円）取り崩しにより補てんし、当期一般正味財産増減額は878千円の黒字となっている。基本財産（出捐金）の一部取り崩しを前提とした現行の運営方針は令和3年度までのものであり、令和4年度以降の当法人のあり方については、令和3年度までに検討委員会等を設置し、方針を定めることとしているが、諫早湾干拓事業を取り巻く周囲の環境等も踏まえつつ、今後の基金事業の運営について検討しておく必要がある。」

当該意見について、本法人は、以下のとおり回答している。

「現行の運営方針においては、カキ、アサリの生産にかかる助成事業、調査研究事業など、諫早湾地域の振興上、維持促進が必要な中核的事業や基金運営費について『事業効果維持促進枠』を設け、基本財産の一部処分により得た財源を充当できるルールを定め、運営を行っているところです。令和4年度以降の当基金のあり方については、ご意見のとおり、諫早湾干拓事業を取り巻く環境等を見据えながら検討してまいります。」また、本法人は、当該意見の後、令和2年6月に諫早湾地域振興基金あり方検討委員会（第2期）を設置し、令和4年3月に諫早湾地域振興基金の今後のあり方に関する方針（第2期）を策定している。

そこで、以下、第1期、第2期の諫早湾地域振興基金あり方検討委員会について、それぞれみていくこととする。

ウ 第1期 諫早湾地域振興基金あり方検討委員会

(ア) 第1期 諫早湾地域振興基金あり方検討委員会の目的

本法人の今後の在り方に関する方針は、諫早湾地域振興基金あり方検討委員会設置要綱（平成26年5月22日施行）に基づいて、諫早湾地域振興基金あり方検討委員会が設置された上で、同委員会にて策定されている。

同要綱第1条では、委員会設置の目的について、「超低金利の状況が続いているため運用益だけでは事業費が賄えず、平成15年度以降は特定資産の積立金（高金利の時期に預け入れた資産の運用益を積立てたもの）を取り崩しながら事業を行っている。この積立金も、金利の状況が大幅に好転せず、また、事業規模が8千万円台で推移すれば平成27年度に、事業規模が7千万以内に収まったとしても平成28年度には枯渇すると見込まれる。このような状況をふまえ、今後の当基金の事業内容、助成の程度、体制、財源等について検討するため、諫早湾地域振興基金あり方検討委員会を設置する。」と記載されている。

本法人によると、公益法人の制度改革に伴う公益財団法人への移行（平成26年4月1日移行）を検討する際、積立金が将来枯済する場合の財源の手当についてが、移行認定のための大きなハードルであった。そのため、公益財団法人への移行認定申請の際、「財源の手当のための暫定的方針」として、基金のあり方について平成26年度から検討を行うことを申請書に記載した上で提出しており、実際に、第1期あり方検討委員会を設置することになったとのことである。

a 問題点5 【団体の長が理事に選任されている場合に同団体からあり方検討委員会の委員が選任されている】

本要綱第3条は、この委員会は、別表の委員をもって構成すると定めており、別表には、8名の氏名と下記の職名の記載がある。いずれも充て職となっており、具体的には、本法人の専務理事が委員を決定して、理事会に諮る方法で選任されている。

記

「長崎県農林部政策監、長崎県水産部政策監、諫早市農林水産部長、雲仙市産業振興部長、国見漁業協同組合長、瑞穂漁業協同組合長、小長井町漁業協同組合長、諫早湾地域振興基金専務理事」

上記のとおり、委員合計8名のうち、4名は自治体職員、3名は有識者、1名は本法人の専務理事である。前記のとおり、本法人の理事には、県知事や市長が選任されていることから、同じ自治体の職員が、その長の意向を考慮せずに、本法人の今後の在り方を検討することは困難といえる。

【指摘事項】

団体の長が理事に選任されている場合には、同団体の職員等をあり方検討委員会の委員に選任することは、特段の事情がある場合を除き控えるべきである。

b 問題点6 【本法人の事業と利害関係を有する者があり方検討委員会の委員に選任されている】

あり方検討委員会の委員の内3名は有識者として選任されているが、有識者といっても、漁業協同組合の組合長などの充て職となっており、いずれも本法人の行う事業とは利害関係を有する者といえる。あり方検討委員会は、要綱第1条により、平成28年度には積立金の枯渇が見込まれることを見据えた上で、今後の本法人の事業内容や、助成の程度、体制、財源等について検討することを目的としていることから、事業内容や助成の程度等の縮小を検討していくことも、委員会に課せられた課題であったと認められる。

しかしながら、本法人事業と利害関係を有する者が、委員としての立場で、中立の立場で意見を述べるのは困難といえるし、また県民の理解を得ることも困難といえる。

上述のような本法人の事業と利害を有する者を委員に選任するのであれば、少なくとも、利害関係を有していない中立な第三者も選任する等の措置を講じておかなければ、県民からは、あり方検討委員会が形骸化した組織とみられてしまう可能性も否定できない。

【意見】

あり方検討委員会の委員の選任にあたっては、本法人の事業とは利害関係のない者を選任するのが委員会の趣旨に合致するため、少なくとも、利害のない者の選任を現状よりも増やしていくことが望ましい。

(イ) 内容について

あり方検討委員会は、平成26年5月に設置された後、以下の3回の委員会を経て、平成29年3月に方針策定に至っている。

平成26年6月24日 第1回あり方検討委員会
同年8月20日 第2回あり方検討委員会
平成28年12月26日 第3回あり方検討委員会

上記のとおり、第2回委員会開催から第3回委員会開催までの間、1年4か月もの期間が空いている。一定期間開催されていなかった理由は、当初想定していた「積立金の枯渇時期」が伸びたこと、及び、諫早湾干拓事業の開門問題の先行きが不透明であったため、内部検討・調整を進めながら委員会開催のタイミングを見ていたためとのことである。

第3回委員会において、本法人事務局より、方針の素案が示されているところ、素案の結論は、様々な見直しをした上で、「基本財産を取り崩しても事業継続」というものであった。第3回の委員会の議事録によれば、「基本財産を取り崩しても事業継続」との結論以外の内容について議論された形跡はなく、上記結論に異論がないことを確認した結果、素案の承認に至っている。

問題点7【充実した議論がなされたかどうか疑問が残る】

あり方検討委員会は、要綱第1条により、平成28年度には積立金の枯渇が見込まれることを見据えた上で、今後の本法人の事業内容や、助成の程度、体制、財源等について検討することを目的としていることから、事業内容や助成の程度等の縮小を検討していくことも、委員会に課せられた課題であったと認められる。前記の経緯、選任された委員の属性からすると、あり方検討委員会では、十分な議論がなされたのかが疑問である。

【意見】

今後、本法人の経営方針等について、あり方検討委員会等の委員会で議論を行う場合には、中立的な観点で、議論を充実させていくことが望ましい。

エ 第2期 諫早湾地域振興基金あり方検討委員会

(ア) 第2期 諫早湾地域振興基金あり方検討委員会の目的

諫早湾地域振興基金の今後のあり方に関する方針（第2期）は、諫早湾地域振興基金あり方検討委員会（第2期）設置要綱（令和2年6月8日施行）に基づいて、諫早湾地域振興基金あり方検討委員会（第2期）が設置された上で、同委員会にて策定されている。

同要綱第1条によれば、委員会設置の目的として、「『諫早湾地域振興基金の今後のあり方に関する方針』策定以降、国営諫早湾干拓事業の動向や諫早湾地域を取り巻く状況の変化等を踏まえ、これまでの基金の事業内容、体制、財源等の検証を行い、党基金の今後のあり方について検討することを目的として、諫早湾地域振興基金あり方検討委員会（第2期）を設置する。」と記載されている。

問題点（上記問題点5、6と同様）

諫早湾地域振興基金あり方検討委員会（第2期）設置要綱によると、委員は、別表の委員（下記）をもって構成するとされている。

記

「長崎県農林部参事監、長崎県水産部次長、諫早市農林水産部長、雲仙市農林水産部長、諫早湾漁業協同組合組合長、諫早湾地域振興基金専務理事」

第1期と同じく、第2期も、委員合計6名のうち3名が県と市の職員となっている。前記のとおり、本法人の理事には、県知事や市長が選任されていることから、同じ自治体の職員が、その長の意向を無視して、本法人の今後の在り方を検討することは困難といえる。

また、諫早湾漁業協同組合代表理事組合長は、令和3年8月1日付で、本法人の理事長である当時の県知事宛てに要望書を提出しており、この要望書には、「諫早湾漁業協同組合は、（中略）、課題も多く、今後の経営安定のために引き続き当基金からの支援が必要であるとかんがえています。つきましては、令和4年度以降につきましても、基金事業を継続いただくとともに、基本財産の一部処分についてもご高配を賜わりたく要望をいたします」との記載があり、本法人の基本財産を処分しても存続を望んでいることが明らかな立場にある。

本委員会は、県や市の長の意向に従うことが明らかな県や市の職員4名や、本法人存続に積極的であることが明らかな立場の者1名、本法人の専務理事1名の合計6名で構成されているところ、本委員会が出すあり方に関する意見は、あらかじめ基本財産を処分しても存続するという結論ありきのものといえ、利害関係を有する委員が選任されていると言わざるを得ない。

あり方検討委員会は、要綱第1条により、平成28年度には積立金の枯渇が見込まれることを見据えた上で、今後の本法人の事業内容や、助成の程度、体制、財源等について検討することを目的としていることから、事業内容や助成の程度等の縮小を検討していくことも、委員会に課せられた課題であったと認められる。

しかしながら、本法人事業と利害関係を有する者が、委員としての中立の立場で、意見を述べるのは困難といえるし、また県民の理解を得ることも困難といえる。

上述のような本法人の事業と利害を有する者を委員に選任するのであれば、少なくとも、利害関係を有していない中立な第三者も選任する等の措置を講じておかなければ、県民からは、あり方検討委員会が形骸化した組織とみられてしまう可能性も否定できない。

したがって、第2期の諫早湾地域振興基金あり方検討委員会については、第1期同様、前記問題点5、6と同様の指摘ないし意見が妥当する。

(イ) 内容について

第2期の諫早湾地域振興基金あり方検討委員会は、下記の日程にて3回開かれており、3回目の委員会にて、提言書の内容を確定させている（字句修正は事務局に一任）。

記

- 1回目 令和3年8月12日 午後2時～4時
- 2回目 同年11月10日 午後2時～4時
- 3回目 令和4年2月3日 午後2時～4時

a 第1回委員会では、アサリやカキの漁獲量や単価が話題に上がった後、1人の委員から、「この資料の中に、基金事業の見直しという項目だしをしているが、これは助成を減らそうという趣旨ではない、基金はこれまで通り支援をやるべき」との意見が出され、他の委員らから、「今後も継続的に支援をしてもらいたい」という意見が出された。

その後、本法人の専務理事でもある委員から、方向性について、「基本財産を取り崩してでも基金事業を当面継続してほしいという意見が大勢だ」として取りまとめがなされ、委員長（長崎県農林部参事監）から、「今後、基金の将来像、資金運用の在り方を議論してもらいたい」という要望が出された後に、委員会が終了となっている。

b 第1回の委員会後、第2回の委員会前に、本法人事務局作成の提言書の素案（令和3年11月5日現在）が作成されているところ、当該素案では、既に、「平成29年度から令和3年度までの5ヶ年間、基金の基本財産を一部取り崩して事業実施する」との結論が出されており、結論を導き出した理由は、「基金事業が諫早湾の水産業振興に果たす役割は依然として大きい」「諫早湾地域の水産振興や地域振興、さらには漁協の経営安定にも大きな成果を残してきた」というものであったが、具体性に欠けるものであったことは否めない。

続けて、今後の事業実施方針として、各費目に分けて検討しているが、現状維持に加えて、今後、見直すべき項目を挙げるにとどまっており、具体的な見直し方針は検討されていない。例えば、水産関係調査研究事業について、「調査研究事業に充てる予算450万円（令和3年度）のうち、約半分の額は協力していただく漁業者の日当等に使われており、基金が事業主体となる現在のやり方では、これ以上の効果は期待しにくい」とした上で、「これまでの取組経過や、事業効果、基金の予算（中略）、漁協などとの役割分担を再検証し、諫早湾の漁業振興に向け真に事業効果が期待できて漁業者にも望まれる事業となるよう、見直すべき時期にきている。」と記載されているが、再検証や見直しの結果については触れられていない。

さらに、基本財産の運用についても、特に具体的な理由なく、現在の判断基準が適当と結論づけている。

c 第2回の委員会では、素案（令和3年11月5日現在）の説明が合った上で、意見交換が行われている。

ある委員（諫早市農林水産部長）から、「諫早市としては、基金の負担がふえて多くの費用を捻出してもらっていることについて、非常に助かっている。基金の負担率は現行のまま継続していただきたい。私は、今後すべて取り崩してもやっていいのではないか。出捐金なので残す必要はないのではないか。」との意見が出され、別の委員からは、「原資を取り崩してでもやってほしい」との意見が出された。

その後、アサリ・タイラギの漁獲量が少ない原因について議論された後、肝心な、人件費、事務費、調査研究事業費については、ある委員（長崎県水産部次長）から、「基金と所管の農林部の方でよく議論をやっていただければ」との発言の後、何ら議論されていない。

また、ある委員（基金専務理事）からも、「現在、概ね、5000万円程度取り崩しをやっているわけだが（中略）、ずっと生き続けさせるのか、或いは必要な時にはドンと使ってなくなるまでやるのか等、その点については（中略）県・市の方でご判断いただくべきところなのかな」と発言されている。

しかしながら、そもそも、設置要綱第1条によると、「基金の事業内容、体制、財源等の検証を行うこと」が目的とされているところ、委員会では、「今後も継続的な支援を」という話が出るだけで、これらの内容について議論された形跡は見当たらない。

そもそも、第1回の委員会では、「今後、基金の将来像、資金運用の在り方を議論する」となっていたにもかかわらず、特に、これらの議論することなく、第2回の委員会前に本法人事務局作成の素案にて、「基本財産を取り崩して事業を継続する」との結論が示されていること自体も問題といえる。

d 第3回の委員会では、事務局作成の素案（令和4年2月3日現在）の内容について、字句修正を事務局に一任した上で、承認となっているが、当該素案は、前回（令和3年11月5日現在）の内容から、下記の点を削除、追記したのみで、結論や理由等は同じ内容となっている。

- ① 人件費について、11月5日現在のものには、「職員が定年を迎えることなどで今後一定減少していくことが見込まれる」との記載があるが、2月3日現在のものからは削除されている。
- ② 助成事業費（水産振興）について、11月5日現在のものには、「今年度、国庫補助を伴う施設整備事業について、基金が特認事業とする場合は市と歩調を合わせて助成率を嵩上げすることとしているが、公益財団法人としての支出に疑義を生じないよう、特認の判断は特に慎重に行われるべきである」との記載があるが、2月3日現在のものからは削除されている。
- ③ 水産関係調査研究事業については、11月5日現在のものでは記載がなかった、漁協の要望を踏まえて、助成対象や調査研究の内容について、見直しを行うという意見が追記されている。
- ④ 基本財産の運用について、厳しい収益環境が今後も続くが、引き続き、基本財産の一部処分によって得た財源を充てるとの方針を堅持すべきという文書を追加
- ⑤ 今後5年間の職員体制の追記

問題点8 【議論が尽くされる前に事務局作成の素案が示されている】

第1回委員会において、「基本財産を取り崩してでも基金事業を当面継続」という意見は取りまとめられたが、今後、基金の将来像、資金運用の在り方を議論する予定となっていた。しかしながら、第2回の委員会前に、本法人事務局作成の提言書の素案が作成されおり、委員会の目的である「基金の事業内容、体制、財源等の検証を行うこと」については、十分な議論がされぬままに、第3回の委員会において事務局作成の素案から大きな修正はなく最終的な結論が出されている。

【意見】

あり方検討委員会では、中立的な観点から、本法人のあり方を検討するのが望ましく、委員に対して、本法人事務局作成の素案を示す場合であっても、委員会での十分な議論を経た後に示すのが望ましい。

(4) 「ひとが行き交う諫早湾づくり促進事業」

本法人は、特定非営利活動法人拓生会に対し、800,000円の助成金を支払っている。

当該助成対象者は、経費 381万7777円について、諫早市から3,000,000円、本法人から800,000円の助成を受け、自己資金より17,777円を支払った旨を報告している。また、800,000円の内訳については、運営事務費が400,000円、コスモスマつりが200,000円とのことである。

問題点9 【事業経費の金額を正確に把握できていない】

上記助成対象者は、コスモスマつりの経費を証明する領収証の中に私物の領収証が混在していたようであり、手書きで修正したものを提出している。また、事業費一覧は、領収証の金額と一致しておらず、当該事業にかかる経費については、正確な金額が不明である。

【指摘事項】

本法人は、助成事業対象者に対し、当該事業費一覧と領収証を対応させる等して、当該事業にかかる経費について、正確な金額を把握できような報告書を提出するよう指導すべきである。

令和7年3月28日 金曜日

長崎県公報

号外

発行者

長崎県尾上町三番一号

電話代表
(八二四)
二一
一一
四一

印刷人

長崎市樺島町八番十二号

株式会社クイックプリント
寺田宏弥ト